

# 山口県災害時の被災者向け住宅 確保マニュアル

令和6年4月

山口県

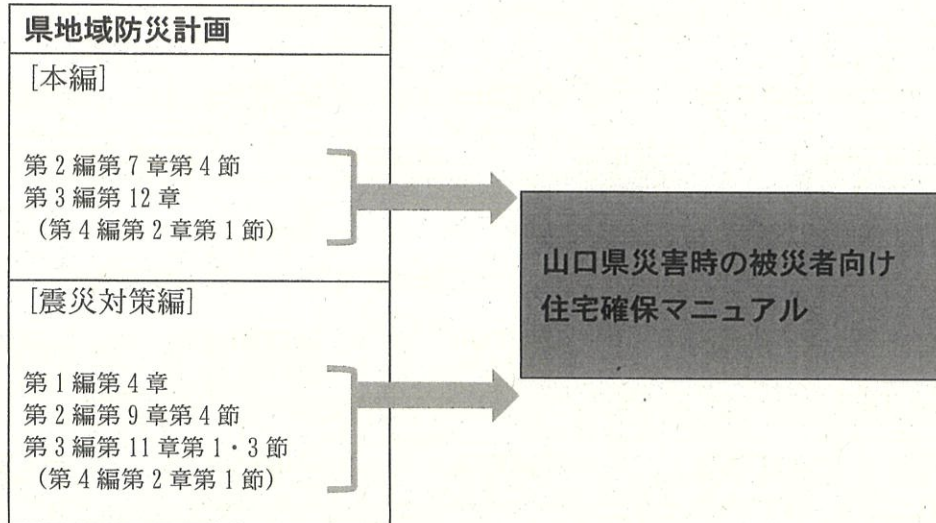
# 目次

● マニュアル策定の趣旨	1
● 第1章 応急仮設住宅の供給において前提とすべき事項	
1 応急仮設住宅の供給の考え方	2
2 応急仮設住宅の概要	4
● 第2章 平常時からの備え	
1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等	5
2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保や空き住戸等の把握	7
3 標準仕様の設定	8
4 建設事業者等との協定・発注準備	9
5 関係者間の役割分担・連絡体制	11
6 定期的な情報更新・会議の実施	13
● 第3章 災害時における対応	14
1 被災者向けに必要な住宅戸数の算定	
厚政課	16
2 被災者向けに供給可能な住宅戸数の算定	
住宅課 住宅企画班	23
住宅課 県営住宅管理班	28
住宅課 民間住宅支援班	30
住宅課 県営住宅計画班・整備班	37
市町（住宅部局）	43
3 応急仮設住宅の供給戸数の決定	
厚政課	46
4 応急仮設住宅の供給準備	
住宅課 民間住宅支援班	48
市町（災害救助部局）	54
住宅課 県営住宅計画班・整備班・管理班	55
5 建設型応急住宅の維持管理・補修	
住宅課 県営住宅計画班・整備班・管理班	74
6 応急仮設住宅の解体等	
住宅課 県営住宅計画班・整備班・管理班	74
7 大規模災害時の初動	77
8 大規模災害時の被災者向けに必要な戸数の推計	81
9 個人情報の管理	83

## ● マニュアル策定の趣旨

東日本大震災（H23. 3）や熊本地震（H28. 4）では、多数の被災者向け住宅が必要となりました。本県においても、平成 25 年 7 月には萩市北部を中心とした大雨災害が発生し、応急仮設住宅建設を行うなど、被災者に対する住宅提供が必要となりました。災害時の対応については、「平常時から準備していたこと以上の対応はできない」と言われています。

そのため、「県地域防災計画」を補完（※）する当マニュアルを策定することで、災害時の各担当部署の役割を明確にし、被災者向け住宅の迅速かつ円滑な提供が行えるようにします。



※：上表の「県地域防災計画」の欄に記載した部分（公営住宅等の一時使用応急仮設住宅の供与に関する部分）の具体的作業等を記載したもの。

なお、本県単独での対応が困難な大規模災害については、「山口県災害時広域受援計画」（広域応援要請等）及び「山口県業務継続計画」（業務開始目標時間）も踏まえて対応する。

住宅に関する応急業務としては、「被災した住宅の応急修理」、「応急仮設住宅の供与」の他、「生活相談（住宅相談）」があり、それぞれの担当部署は以下のとおり。

### 【地域防災計画における住宅に関する応急業務と担当部署】

	主な業務内容	担当部署	アル 当 該 マ ニ ュ ア ル
既存公営住宅等	県営住宅の提供	県住宅課	
	市町営住宅の提供	市町（住宅部局）	
応急仮設住宅	賃貸型応急仮設住宅の供与	県（厚政課・住宅課）・市町（住宅部局）	
	建設型応急仮設住宅の供与	県（厚政課・住宅課）・市町	
応急修理	民間住宅の応急修理	市町（住宅部局）、県（厚政課・住宅課）	
	県営住宅の応急修理	県住宅課	
	市町営住宅の応急修理	市町（住宅部局）	
住宅相談	災害復興住宅融資制度	県住宅課	
	修理・建替え等	市町（住宅部局）・（県住宅課）	



# 第1章 応急仮設住宅の供給において前提とすべき事項

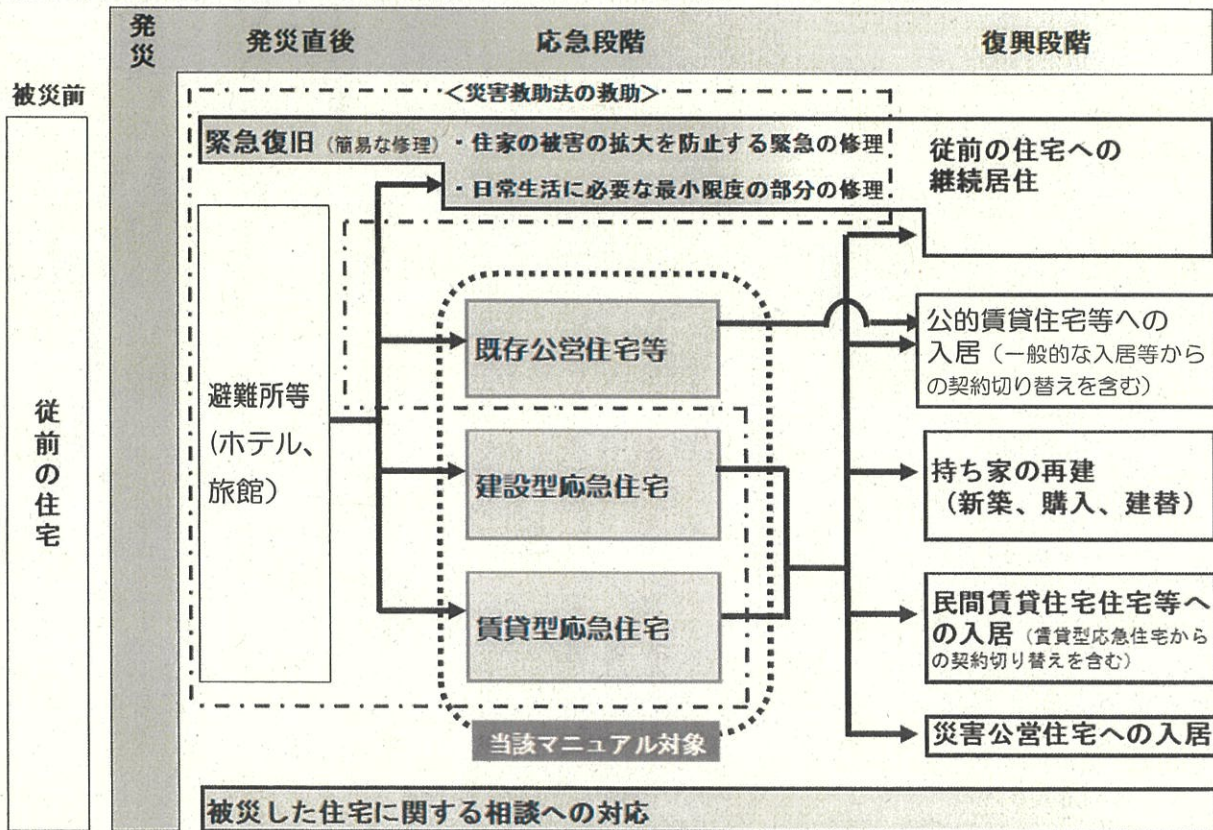
## 1 応急仮設住宅の供給の考え方

### (1) 被災後の住まいと恒久的な住宅確保までの考え方

災害により住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであり、その期間は限定される。(県地域防災計画 震災対策編 第3編第12章)

このため、公営住宅等や応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理等を行う。

【被災後の住まいと恒久的な住宅確保までのフローと当該マニュアルの関係】



(「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」(令和3年5月内閣府(防災担当))より引用・一部加工)

### (2) 公営住宅等の確保 (県地域防災計画 震災対策編 第3編第12章)

- 災害により住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市町は、積極的に県営住宅、市町営住宅の確保に努める。
- 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。
- 独立行政法人都市再生機構 (UR 都市機構) が所管する公的住宅及び企業の社宅等の提供についても要請する。



### (3) 応急仮設住宅の供与 (県地域防災計画 震災対策編 第3編第12章)

○公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して、知事(委任を受けた市町長)は、救助法の規定に基づき、建設による応急仮設住宅(以下「建設型応急住宅」という。)又は民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅(以下「賃貸型応急住宅」という。)を供与する。

#### 【建設型応急住宅】

- ・建設方法は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

#### 【賃貸型応急住宅】

- ・被災状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

**参考** (H24年5月国土交通省住宅局住宅生産課「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」)

#### 【応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項】

- ・被災者が希望する場合は民間賃貸住宅の借り上げ、自宅の応急修理を優先。
- ・応急仮設住宅を供給する場合は、建設仮設にこだわることなく、借上仮設を有効に活用すべき。
- ・応急仮設住宅は早期解消すべき。長期利用が想定される場合は高齢者等、団地計画、行政サービス等に配慮。
- ・供与主体は被災都道府県が原則。被災市町村の能力等を勘案して業務を委任。
- ・大規模災害においては、建設期間は最長6ヶ月で必要戸数を建設することを目安とし、その間の避難者の生活環境改善、建設状況の情報提供が必要



# 第1章 応急仮設住宅の供給において前提とすべき事項

## 2 応急仮設住宅の概要

### (1) 応急仮設住宅とは

応急仮設住宅は、「住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの」等に対して供与するものであり、災害救助法に基づく救助の種類の一つ。(平成25年10月1日 内閣府告示第228号「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(以下、告示という。)第一章第二条 二)

#### 【応急仮設住宅の種類】

	建設型	賃貸型
供与(建設)	県が建設 (県の直接建設が困難な場合、市町長に委任)	県が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与
維持管理等	市町が公営住宅に準じて維持管理(県が市町に委託)	県が入居契約等転貸借に関する事務を市町に委任
供与期間	完成日から2年以内(下図参照)	借上げの日から2年以内

### (2) 建設型応急住宅の建設～解体まで

#### 1 建設場所の選定

あらかじめ市町が選定した建設候補地から建設地を決定(候補地で不足する場合には、市町が公有地等を優先して建設敷地を決定する。)

#### 2 建設方法

原則、県が建築業者に請負わせて建設((一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会)

#### 3 建設基準

- (1) 延べ床面積 29.7㎡/戸を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減は可能
- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか。入居予定者の状況により、高齢者、障害者向け仕様に配慮
- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置の場合は、居住者の集会所を設置
- (4) 高齢者、障害者等を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することは可能

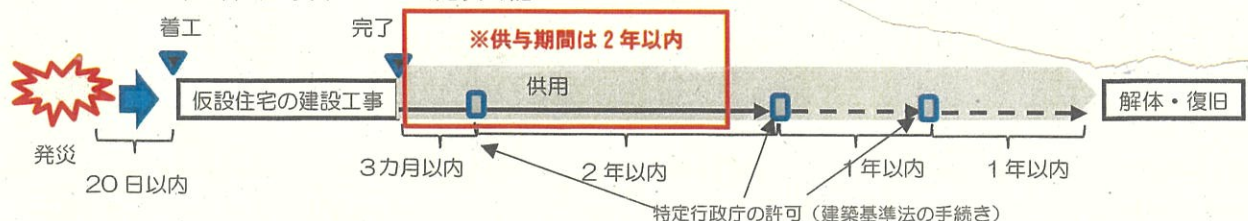
#### 4 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定

#### 5 建設期間・供用期間・解体

- ・原則、災害発生日から20日以内に着工
- ・20日以内の着工困難な場合は、内閣総理大臣と着工延長の協議
- ・供用期間は、災害救助法施行細則の別記一の2(6)により2年以内。(下図参照 ※)

※：著しく異常かつ激甚な非常災害を対象とする「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条」を適用することにより、さらに1年ごとに特定行政庁の許可を受けることで延長可能





## 第2章 平常時からの備え

### 1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等

#### (1) 被害想定と必要戸数の想定

山口県地震被害想定調査報告書（平成20年3月）による被害想定（主に建物被害）と、この被害想定に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等）の必要戸数の想定は、以下のとおり。（必要戸数＝建物被害（全壊・半壊戸数）の2割で算定）

想定地震	地震規模	震度6弱以上のエリア位置	建物被害		合計	必要戸数
			全壊棟数	半壊棟数		
南海トラフ巨大地震	M9.0	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	5,926	43,021	48,947	9,789
見島付近西部断層	M7.5	萩市見島	69	1,576	1,645	329
見島北方沖西部断層	M7.5	—	26	876	902	180
F60断層（西山断層及び北方延長部の断層）	Mw7.6	—	352	3,379	3,731	746
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	周防大島町、岩国市、柳井市	902	4,540	5,442	1,088
大竹断層（小方～小瀬断層）	M7.2	和木町、光市、岩国市など9市町	21,454	41,568	63,022	12,604
菊川断層	M7.0	下関市、山陽小野田市、美祢市など5市	4,620	16,705	21,325	4,265
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	M6.6	山口市、宇部市、美祢市、萩市	6,545	18,091	24,636	4,927
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	M7.0	宇部市、山口市、美祢市など6市	15,303	42,305	57,608	11,522
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	M8.0	上関町、周防大島町、平生町など10市町	2,470	12,116	14,586	2,917
渋木断層	M6.8	長門市、美祢市、下関市、萩市	911	4,769	5,680	1,136
厚狭東方断層	M6.5	山陽小野田市、宇部市、美祢市	672	3,858	4,530	906
萩北断層	M6.8	萩市、美祢市、長門市、阿武町	2,323	7,777	10,100	2,020
才ヶ峠断層	M6.9	美祢市、宇部市、萩市、山口市	1,341	8,893	10,234	2,047
徳佐一地福断層	M7.2	山口市、萩市、阿武町など6市町	6,876	19,827	26,703	5,341
周防灘断層群主部	M7.6	防府市、山口市、周南市など9市町	9,225	41,098	50,323	10,065
佐波川断層	M7.4	防府市、山口市、周南市など8市町	11,415	42,700	54,115	10,823
大河内断層	M6.8	下松市、光市、周南市など6市町	5,966	19,303	25,269	5,054
日積断層	M6.7	柳井市、田布施町、平生町など7市町	2,146	10,497	12,643	2,529

※必要戸数以外は、「山口県地震被害想定調査報告書」（H20年）・「山口県地震・津波被害想定調査報告書」（H26）による



## (2) 大規模な災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認

山口県単独での対応が困難な大規模な災害（以下、「大規模な災害」という。）で行う必要戸数の推計方法は、以下のとおり。（作業は、第3章8を参照）

**【推計方法1】 阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災における実績による・・・注1）**  
住家被害（全壊・半壊戸数）の2～3割

**【推計方法2】 阪神・淡路大震災の際に実施された方法・・・・・・・・・・・・注2）**  
避難世帯数（※1）×建物が全壊・半壊を理由に避難している者の割合（※2）×応急仮設住宅等への希望者の割合（※2）

※1：避難世帯数＝避難者数／平均世帯人員

※2：避難者へのヒアリング調査で把握（阪神・淡路大震災では約1600名に実施）

**【推計方法3】 東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書・・・注3）**  
住居が全壊した世帯×応急仮設住宅入居希望割合（※1）＋半壊世帯×応急仮設住宅入居希望割合（※1）

※1：事前の市民アンケート調査結果より、所有形態別（持家・借家）に推定

注1)

[阪神・淡路大震災] 応急仮設住宅供給戸数（48,439戸）／住家被害（249,180棟）×100％＝19.4％

[新潟県中越地震] 応急仮設住宅供給戸数（3,460戸）／住家被害（16,985棟）×100％＝20.4％

[東日本大震災] 応急仮設住宅供給戸数（121,286戸）／住家被害（373,529戸）×100％＝32.5％

※ただし、福島県の情報を除く。

注2)

[阪神・淡路大震災]  $300,000/3 \times 0.7 \times 0.9 = 63,000 \approx 60,000$  戸

避難者総数は約30万名、平均世帯人員は3名／世帯、約1600名にヒアリング調査を実施し、そのうち、7割の人が全壊・半壊で、このうち9割の人が住宅の提供を希望。

注3)

平成15年3月総務省消防庁 東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会

- ・発災から一ヶ月経過以後を想定（一月間は避難所等生活）。
- ・全壊世帯の住居確保の手段は、応急仮設住宅、公営住宅、避難所、勤務先施設、親戚・知人宅、賃貸住宅、自力仮設住宅、建て直し、新築・購入が考えられる。
- ・中壊世帯の住居確保の手段は、応急修理、応急仮設住宅、公営住宅、避難所、勤務先施設、親戚・知人宅、賃貸住宅、自力仮設住宅建設、建て直し、新築・購入が考えられる。
- ・「大破・焼失」を「全壊」、「中破」を「半壊」と読み換えて示している。



## 第2章 平常時からの備え

### 2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保や空き住戸等の把握

#### (1) 建設候補地の事前調査・リスト化

- 建設型応急住宅が迅速に提供されるよう、建設可能な用地をあらかじめ把握しておく。
- 市町は建設候補地ごとに現地調査の上、以下のチェックリストを作成し、県はそれらをリスト化する。

分類	項目	分類	項目	
基本情報	地名・地番	インフラ等	道路（資材搬入経路）	
	施設名、用途等		上水道	
	敷地面積		下水道	
	建設可能面積		浄化槽放流先	
	標高（海拔）		電柱	
	土地所有者		消防水利	
敷地状況	土地の種目、用途等	住環境	テレビ受信状況	
	地盤の状況		周辺環境	
	敷地境界		利便性	
	利用上の制限		想定建設戸数	
	撤去後の利用計画		配置計画図の有無	
安全 （原則災害 想定区域で ないこと）	災害被害想定区域	想定・計画	必要な施設	
	土砂災害警戒区域の指定		行政財産使用許可、普通財産借受申込書	
	急傾斜崩壊危険区域の指定		法令上の手続き	
	崖地の有無		許可手続等	（自由記入）
	がれき置場の想定			

#### (2) 定期的な見直し

- 建設候補地リストは、紙媒体やデータ等の複数媒体で関係各課で保管・管理し、災害時にすぐに活用できるようにしておく。
- なお、土地の利用状況の変化に対応するため、市町は年に1度、定期的（9月）に見直す。  
また、変更が生じた場合は速やかに県に報告する。
- 建設候補地について不足が生じる市町においては、建設候補地の確保に努め、災害時に備える。

#### (3) 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の供給可能量等の把握

- 建設型応急仮設住宅のプレハブについては、プレハブ建築協会との定期的な協議等により、供給体制や供給可能量等について情報共有する。



○建設型応急仮設住宅の木造の用材の確保については、県本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（（一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保するため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。

（県地域防災計画 震災対策編 第2編第9章第4節、第3編第11章第3節）

→ 資料P54、55

#### （4）空き住戸の把握（県地域防災計画 震災対策編 第2編第9章）

○公営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

## 第2章 平常時からの備え

### 3 標準仕様の設定

#### （1）建設型応急住宅の平面図等

一般社団法人プレハブ建築協会（以下、「プレ協」という。）は「応急仮設住宅建設関連資料集」に、全国木造建設事業協会（以下、「全木協」という。）は「資料編」に、標準仕様書を掲載しておく。

#### （2）建設型応急住宅の配置計画仕様

2年以内の利用を前提とした「高度利用型配置計画仕様（案）」を平成29年度に、2年以上の長期利用を考慮した「ゆとり型配置計画仕様（案）」を平成30年度に策定した。

なお、必要があれば、各仕様（案）の改訂を行う。

##### 【高度利用型配置計画仕様（案）】 → 資料P4～

宇部市の建設候補地における建設型応急住宅の配置計画を、市町、県、山口大学（※）によるワークショップ（以下、「WS」という。）形式で作成することにし、残り18市町の建設候補地における配置計画の作成や、“詰め込みタイプ”の配置計画（「高度利用型配置計画」）の仕様の策定は、応急仮設住宅建設業者に委託して行った。

##### 【ゆとり型配置計画仕様（案）】 → 資料P29～

平成29年度の上記WSにおいて、ゆとりある配置計画も必要という意見が出たことから、希望のあった13市町、県、山口大学（※）によるWS形式の検討会により策定した。

※：熊本地震被災地で応急仮設住宅や災害公営住宅設計の経験を持つ内田文雄名誉教授等が参加



## 第2章 平常時からの備え

### 4 建設事業者等との協定・発注準備

#### (1) 建設事業者等との協定

- 本県における建設型応急住宅、賃貸型応急住宅に関する協定は、以下のとおり。
- 「九州・山口9県災害時応援協定に基づく避難・主要施設及び住宅の提供に係る応援に関する実施細目」第11条に基づき、今後の大規模な災害に備え、被災状況に応じた応急仮設住宅の多様な供給手法を確保するために、地域の大工・工務店等による木造の建設型応急住宅の建設に係る九州・山口9県の連携に関する取扱いを別途定めている。

➡ [資料 P101](#)

#### 【協定締結一覧表】

協定名	協定締結団体名	締結年月日
災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定	社団法人山口県宅地建物取引業協会	H24. 7. 13
	社団法人全日本不動産協会山口県本部	H24. 7. 13
	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会	H26. 7. 31
	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	H26. 7. 31
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	社団法人プレハブ建築協会	H7. 2. 20
	一般社団法人全国木造建設事業協会	H29. 1. 17

#### 【参考】 応急修理関係の協定締結一覧表

協定名	協定締結団体名	締結年月日
災害時における住宅の応急修理に関する協定	一般社団法人山口県ビルダーズネットワーク	H29. 1. 17
	西瀬戸ビルダーズサロン	H29. 1. 17
	山口県建設労働組合	H29. 1. 17
	山口県管工事工業協同組合	H29. 1. 17
	一般社団法人山口県電業協会	H29. 5. 26
災害時における住宅の応急修理に関する協定（広域応援協定）	全国建設労働組合総連合	R4. 4. 5
	一般社団法人 JBN・全国工務店協会	R4. 4. 5
災害時における住宅の屋根の応急対応に関する協定	山口県鷹工業連合会	R4. 3. 31
災害時における住宅の屋根の応急対応に関する協定（広域応援協定）	一般社団法人日本鷹工業連合会	
災害時における県有建築施設の応急対策に係る協定	一般社団法人山口県建築協会	H29. 10. 18
災害時における県営住宅等の機械設備の応急対策に関する協定	山口県管工事工業協同組合	H29. 10. 18
災害時における県営住宅等の電気設備の応急対策に関する協定	一般社団法人山口県電業協会	H29. 10. 23



## (2) 発注準備

- 応急仮設住宅は、地方自治法上随意契約が認められている。
- 契約種別は、物品購入（リース又は買い取り）で調達されている。（請負ではない。）
- 発注は、建設用地、戸数、住戸タイプ等を、県等が事業者に指示することによって行われる。
- 代金の支払いは、納品後（応急仮設住宅の場合は、県等への引き渡し後）に提出される請求書により精算払いが原則。

### 【建設型応急住宅の工法の比較】

工法	プレハブ	木造
要請先	(一社) プレハブ建築協会	(一社) 全国木造建設事業協会
協会員等	全国のプレハブメーカー	地元工務店
契約方法	リース契約	買い取り ※他県ではリース契約の実績有 ※解体は別途契約
選定の基本的な考え方	短期的な使用の場合 (概ね2年以内)	長期的な使用が想定される場合 (概ね2年以上)
施工体制	工場より部材を搬入 クレーンによる組み立て 全国より作業員を応援	木材を現地で組み立て 地元の職人を中心とした近県からの応援体制を構築
供給可能戸数	中国ブロック管内で1ヶ月以内 最大 31,000戸	200戸/月 程度 ※材料確保等の状況による
工事期間	発災後20日で着工 着工後、概ね1か月で完成	発災後20日で着工 着工後、概ね1か月で完成
基礎	木杭	コンクリート基礎 (2年以上使用する場合は必須) ※木杭対応可能
コスト	災害救助法に記載の額をベースとする	災害救助法に記載の額をベースとする ※コンクリート基礎の費用は別途
メリット	短期間に大量の供給が可能 ※あらかじめストックがあることから	断熱性能等の良好な住環境 可能な限り、地元の材料を活用



## 第2章 平常時からの備え

### 5 関係者間の役割分担・連絡体制

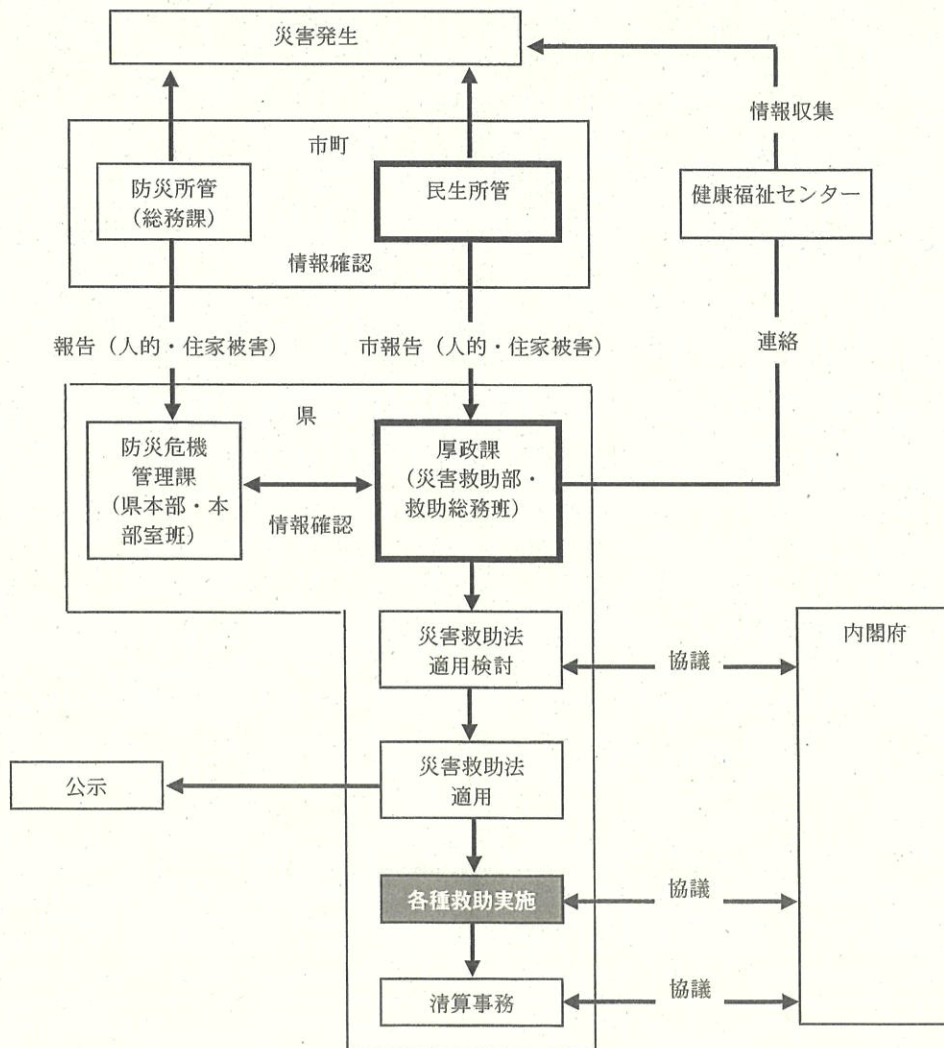
#### (1) 対応体制の整備

○発災時には、県、市町及び関係団体が次のような役割分担で対応に当たるため、各団体で業務内容を確認し、平時から体制を整えておく。

#### (2) 県の業務

○県の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合は、知事は、災害救助法第2条の規定に基づき、救助（応急仮設住宅の供与等）を実施する。以下に、災害救助法事務処理系統図を示す。

【災害救助法事務処理系統図】（地域防災計画 震災・津波対策編 第3編第8章）



【地域防災計画における所掌事務と具体的作業概要】

部	班	担当課	所掌事務	作業概要	該当頁
災害救助部	救助総務	厚政課	・災害救助法の適用に関すること	<b>総務管理班</b>	
				・作業開始の判断	16
			・市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること 等	・被災者の住宅ニーズ等把握	16
				・賃貸型応急住宅の借上げ手続き（市町に委任）	46
土木建築対策部	住宅	住宅課	・被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること	<b>県営住宅管理班</b>	
				・提供可能戸数の把握	28
			・応急仮設住宅の建設に関すること	・入居・管理事務	—
				<b>住宅企画班</b>	
				・各担当班への連絡調整（厚政課の連絡窓口）	23
				・市営住宅・UR賃貸住宅の提供可能戸数の把握	23
				・他県、他課との連絡調整	—
				・大規模災害時の必要戸数の推計	81
				・マニュアル改訂とりまとめ	13
				<b>民間住宅支援班</b>	
				・借り上げ可能な戸数の調査	30
				・借り上げ手続き等の依頼	48
			<b>県営住宅計画班</b>		
			・建設候補地の状況調査	7	
			・事前の配置計画案の作成	8	
			<b>県営住宅整備班</b>		
			・建設可能戸数の把握	37	
			・建設候補地の現況確認	37	
			・工法選定、建設の依頼	55	
			・工事監理	58	
・標準図面の作成、管理	資料編7、8				
・撤去・復旧に関すること	74				
<b>管理班</b>					
・予算執行に関すること	—				
・発注・契約に関すること	58				



### (3) 市町の業務

担当	作業概要	該当頁
災害救助部局	・被災者の相談窓口	—
	・必要戸数の把握（被災者住宅ニーズ調査）及び県への報告	16
	・応急借上げ住宅の借上げ手続き	54
住宅部局	・市営住宅提供可能戸数の報告	43
	・建設候補地の選定・確保	43
	・建設用地調査、工事着手時及び完了検査時の立会	43
	・建設用地の使用手続き	—
	・入退去及び維持管理	74

### (4) 関係団体の業務

	担当	業務	該当頁
公的住宅	県営住宅指定管理者	・県営住宅の提供可能戸数の把握 等	28
	UR 都市機構	・UR 賃貸住宅の提供（一時使用）可能戸数の調査 ・借上げ可能な戸数の調査	23
賃貸型 応急住宅	山口県宅地建物取引業協会	・借上げ可能な戸数の調査	30
	全日本不動産協会山口県本部	・借上げ可能な民間賃貸住宅の詳細情報調査	30
	全国賃貸住宅経営者協会連合会 日本賃貸住宅管理協会	・民間賃貸住宅の借上げ手続き等の実施	48
建設型 応急住宅	プレハブ建築協会	・県へ供給能力等の状況報告、会員名簿及び標準仕様書の提出（年1回程度）	7
		・在庫確認	—
	全国木造建設事業協会	・応急仮設住宅（木造）の建設戸数の調査	—

## 第2章 平常時からの備え

### 6 定期的な情報更新・会議の実施

○当マニュアルは定期的に見直しや更新を行う。



## 第3章 災害時における対応

### ●作業の流れについて

- 本県単独での対応が困難な大規模災害の場合は、その不足分への対応を国等に協力要請するため、当マニュアルでは、「大規模災害以外」と「大規模災害」に分けて災害時の具体的作業を記載している。
- 「大規模災害」の場合は、当該章の8・9の順に作業を行う。
- 以下に「大規模災害以外」の作業全体の流れを示す。(次頁フロー図 参照)

#### ① 作業開始の判断 【厚政課】

- ・災害発生に際して、作業開始の判断は、厚政課が行う。

#### ② 被災者向け住宅の概数把握、公営住宅の提供開始 【住宅課、他】

- ・被災者向けに提供可能な住宅に関する情報を収集するため住宅課（各班）、市町、団体は、厚政課（住宅企画班経由）からの指示に応じて作業を開始する。
- ・公営住宅等の被災者への提供は、情報提供とは別に準備が整い次第、臨時的入居を開始する。

#### ③ 応急仮設住宅の供給判断 【厚政課】

- ・厚政課は、被災市町からの被災者住宅ニーズ等の情報から、必要となる被災者向け住宅戸数を算定する。
- ・住宅課から、被災者向けに提供可能な住宅概数について情報提供を受ける。
- ・上記を基に、応急仮設住宅の供給判断を行う。

注1) 公営住宅等だけで必要戸数が充足する場合は、ここで作業終了。

注2) 必要戸数に対して、県及び市町の公営住宅並びにUR賃貸住宅の臨時的入居戸数では対応できないことが予想される場合は、応急仮設住宅の提供を検討するため、厚政課は住宅課に追加調査を指示する。

#### ④ 供給可能な応急仮設住宅の戸数等の調査 【住宅課、他】

- ・厚政課（住宅企画班経由）からの指示により、追加調査を行う。

#### ⑤ 応急仮設住宅の戸数等決定 【厚政課】

- ・厚政課は、賃貸型応急住宅又は建設型応急住宅について、その必要性を判断し、それぞれの戸数を決定する。（既に公営住宅等に入居している被災者に対しても、意向確認を行う。）
- ・建設型応急住宅については、建設場所及び、その場所に建設する戸数を指定する。

#### ⑥ 応急仮設住宅の供給準備 【住宅課、他】

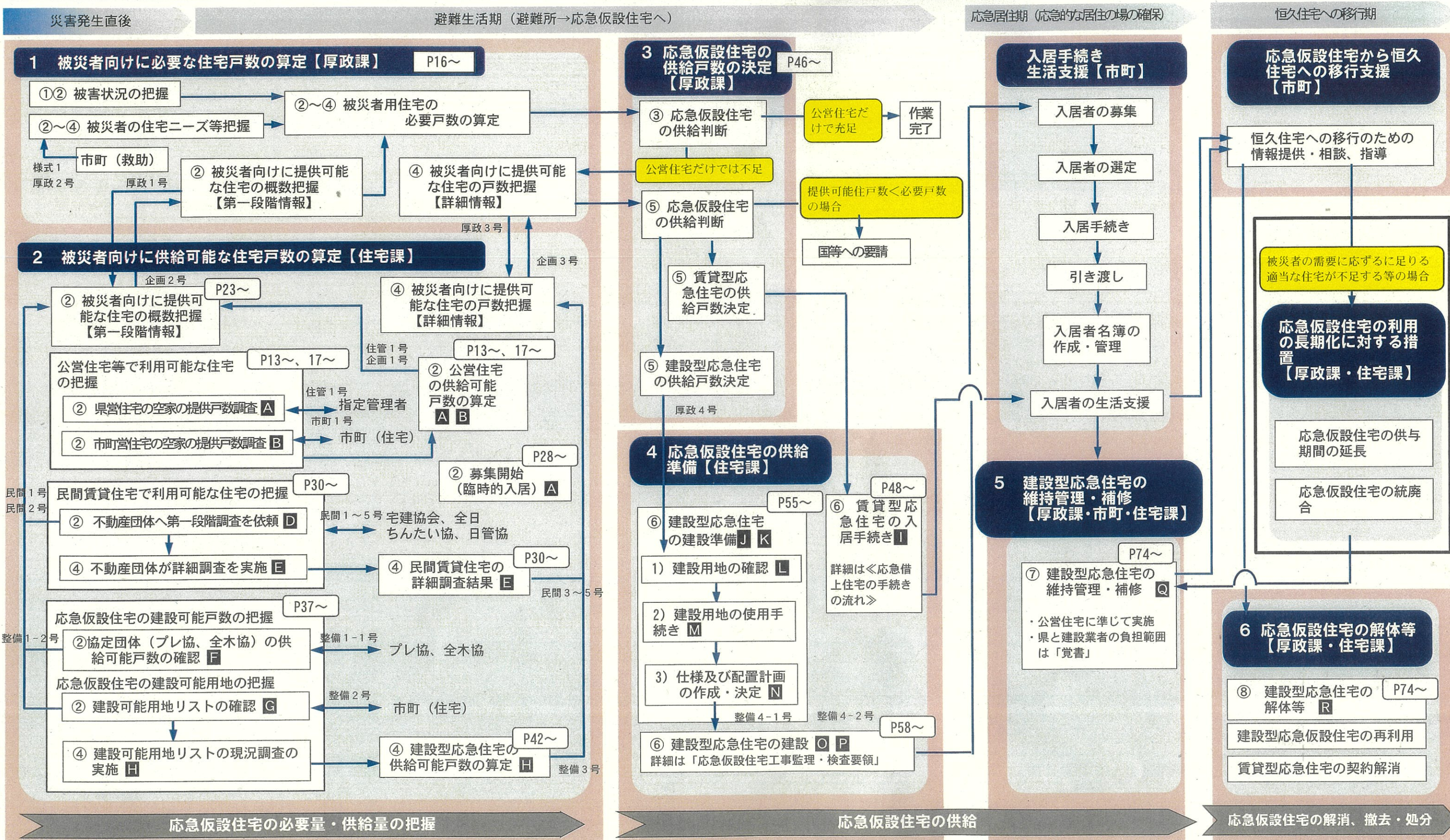
- ・厚政課（住宅企画班経由）からの指示により、応急仮設住宅の供給に向けた作業を行う。
- ・供給準備完了後は対象市町に引き渡し、市町が入居手続き以降の管理を行う。



# 災害時の住宅確保に関するフロー

発災後の目標日数		初日	1～2日	～20日	～40日		
業務	公営住宅	①業務開始	②第一段階情報の収集・提供	(入居手続開始)			
	借上仮設			③供給判断	④追加情報収集・提供	⑤必要戸数決定	⑥借上手続
	建設仮設			③供給判断	④追加情報収集・提供	⑤必要戸数決定	⑥建設・完成

【大規模災害時の対応】  
山口県単独での対応が困難な災害については、業務開始までに時間を要する。第3章7及び8を参照。





## 第3章 災害時における対応

### 1 被災者向けに必要な住宅戸数の算定

#### 【作業目的】

被災状況や被災者の住宅ニーズを的確に把握し、被災者向けに必要な住宅戸数を算定する。そのため、被災市町や住宅課から、必要な情報提供を受ける。

(参考：山口県地域防災計画 第3編第12章第1節「応急仮設住宅の供与」の抜粋)

- ・被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して、知事（委任を受けた市町長）は、救助法の規定に基づき、建設による応急仮設住宅（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を供与する。
- ・応急仮設住宅等の措置は、県災害救助部救助総務班と、土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- ・被災者の生活安定を図るうえで住宅の確保は、重要で迅速性が求められることから、県及び市町は、積極的に公営住宅・民間借家の確保に努める。

#### 【作業概要】

##### I 被害状況の把握

- ・県防災危機管理課と情報共有し、被災家屋数等の状況を把握
- ・必要に応じて、被災市町から被害の情報（被災家屋数）を収集

##### II 作業開始

- ・Iを基に、厚生課が作業開始の決定を行う。
- ・作業開始を、住宅課住宅企画班へ連絡
- ・作業開始を、対象市町災害救助法所管部局へ連絡

##### III 被災者の住宅ニーズ等の把握及び被災者用住宅の必要戸数の算定

- ・被災市町からの住宅ニーズ情報収集、分析

##### IV 被災者向け住宅の概数把握

- ・住宅課住宅企画班から、提供可能な住宅概数情報を収集

##### V 応急仮設住宅の供給判断（第1回）

- ・Ⅲ、Ⅳを基に、応急仮設住宅の供給判断を行う。
- ・応急仮設住宅の検討が必要な場合は、住宅課住宅企画班へ追加調査依頼を連絡
- ・必要ない場合は、ここで作業終了。

## 【作業手順】

## I 被害状況の把握

作業項目	相手	作業内容	様式等
被害情報収集	防災危機管理課 被災市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災危機管理課と情報共有</li> <li>・必要に応じて、被災市町へ報告様式の送付</li> <li>・各市町から報告された情報（様式1）とりまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式1 (P19)</li> <li>（災害救助マニュアル）</li> </ul>

## II 作業開始

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始の決定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始の決定</li> <li>・対象市町の決定</li> <li>・上記内容を様式に記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚政1号 (P20)</li> </ul>
作業開始連絡	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式（厚政1号）を送付し、作業開始を連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚政1号 (P20)</li> </ul>

## III 被災者の住宅ニーズ等の把握及び被災者用住宅の必要戸数の算定

作業項目	相手	作業内容	様式等
住宅ニーズ情報収集	被災市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町からの様式（厚政2号）による収集情報の整理</li> <li>※応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出するなど居住する住宅がない者で、自らの資力により住宅を確保することができない者への提供を原則とする。ただし、上記の者のほか、救助の程度、方法及び期間に関する事項に記載する対象者がいる場合は、別途内閣府と協議の上、提供する。</li> <li>・被災者が多い等で、早期の住宅ニーズの把握が困難な場合は、81Pの「大規模災害時の被災者向け必要戸数の推計」に定める必要戸数推計方法により算定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚政2号 (P21)</li> </ul>



## Ⅳ 被災者向け住宅の概数把握（空き住戸数）

作業項目	相手	作業内容	様式等
報告受取り	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅等の空き住戸数を把握</li> <li>・ 民賃住宅の空き住戸数を把握</li> <li>・ 建設型応急住宅の建設可能戸数把握（リスト上の戸数）</li> </ul> ※公営住宅等以外の戸数は、提供が確実な戸数ではないことに注意。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画 1 号 (P25)</li> <li>・ 企画 2 号 (P26)</li> <li>・ 住管 1 号 (P29)</li> <li>・ 民間2号 (P33)</li> <li>・ 整備 1-2 号 (P40)</li> </ul>

## Ⅴ 応急仮設住宅の供給判断（第1回）

作業項目	相手	作業内容	様式等
応急仮設住宅 検討開始の 判断		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ⅲ及びⅣによる情報を基に判断。</li> <li>・ 被災者向け住宅の需要が無い場合、又は公営住宅等で充足する場合は、作業終了。</li> <li>・ 被災者向け住宅が不足する可能性がある場合は、賃貸型応急住宅・建設型応急住宅の供給についての最終的な判断を行うため、以下の作業を行い、追加調査を依頼。</li> </ul>	
作業対象の 決定		【作業依頼する内容を決定する。】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象住宅の種類決定 (優先順位は①公営住宅等→②賃貸型応急住宅、②建設型応急住宅)</li> <li>・ 対象市町の決定</li> <li>・ 上記内容を様式（厚政3号）に記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚政 3 号 (P22)</li> </ul>
作業開始連絡	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式を送付し、作業開始を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚政 3 号 (P22)</li> </ul>





令和 年 月 日

住宅課長 様

厚政課長

被災者向けに供給可能な住宅戸数  
(公営・UR賃貸・民賃空家情報、プレ協・全木協供給可能戸数)の調査について(依頼)

下記の対象市町について、被災者向けに供給可能な住戸数の調査を要請します。

令和 年 月 日現在

市町名	対象市町	備考
下関市		
宇部市	○	被災地●●地区
山口市	○	被災地△△地区
萩市		
防府市		
下松市		記入例
岩国市		
光市		
長門市		
柳井市		
美祢市		
周南市		
山陽小野田市		
周防大島町		
和木町		
上関町		
田布施町		
平生町		
阿武町		
合計		



# 被災者住宅ニーズ調査票（全壊等）

【様式】厚政第2号

市町名	町・地区名
-----	-------

令和 年 月 日現在

世帯主の氏名	県庁 太郎			
年齢	44			
住所（市町名略）	<input type="checkbox"/> 町△△番地			
住家の被害の程度	<input checked="" type="checkbox"/> 全壊 ・全壊の恐れ			
避難状況	・非避難 <input checked="" type="checkbox"/> 親戚等 ・自治会館等 ・公営住宅（市町・県） ・民間賃貸住宅 ・不明			
世帯人員	人			
同居する家族構成・年齢	妻（○歳） 長男（○歳）			
自己所得による住家確保	不可			
応急仮設住宅の必要性（選択肢に該当しない場合は、具体的に記入して下さい。）	・自宅の修理や建替えの費用が捻出できない <input type="checkbox"/> 自宅の修理・建替えにかなり時間を要する ・敷地の安全性の確保に時間を要する ・仕事や学校等のため、この地で生活再建したい ・その他  ( )			
公営住宅や民間賃貸住宅への入居の可能性希望の有無				
その他留意が必要な事項《要配慮者の状況を含む》	・車いす使用者あり ・自宅療養者あり ・通院者あり ・障害者あり ( ) <input type="checkbox"/> 受験生あり ・乳幼児あり ・妊婦あり ・ペットあり ・その他  ( )			
希望地域（町・地区名までを記入）	(市町名を記入、可能な限り地域・地区名も記入)			
市町の意見				
調査担当者				

※ 「その他の留意事項」欄は、世帯員の健康状態その他留意が必要な事項を記入

令和 年 月 日

住宅課長 様

厚政課長

被災者向けに供給可能な住宅戸数の算定について(依頼)

下記の対象市町について、被災者向けに供給可能な住戸数の算定を依頼します。

令和 年 月 日現在

市町名	対象市町		備考
	民賃住宅	仮設建設	
下関市			
宇部市	○		
山口市	○	○	
萩市			
防府市			
下松市			
岩国市			
光市			
長門市			
柳井市			
美祢市			
周南市			
山陽小野田市			
周防大島町			
和木町			
上関町			
田布施町			
平生町			
阿武町			
合計			

記入例



## 第3章 災害時における対応

### 2 被災者向けに供給可能な住宅戸数の算定

#### 【厚政課との連絡調整】

#### 【作業概要】

##### I 第1段階情報収集

- ・厚政課からの作業開始の連絡を受け、住宅課各班に連絡。
- ・住宅課各班他からの第1段階情報を取りまとめ、厚政課に報告する。

##### II 追加情報収集

- ・厚政課から応急仮設住宅（賃貸型応急住宅・建設型応急住宅）について、追加調査の要請があった場合、住宅課関係班に連絡する。
- ・住宅課各班からの追加調査情報を取りまとめ、厚政課に報告する。

#### 【作業手順】

##### I 第1段階情報収集

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	厚政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始の連絡を受ける。</li> <li>・対象となる市町の確認を行う。(様式受取り)</li> </ul>	・厚政1号(P20)
住宅課各班へ連絡	住宅課 民間住宅支援班 県営住宅管理班 県営住宅計画班 県営住宅整備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅課内各班へ作業開始を連絡し、様式を渡す。</li> </ul> ※ 連絡時に、各班の担当者名、最新のマニュアルを所持していることを確認する。	・厚政1号(P20)
市町営住宅の提供戸数調査	市町 (住宅部局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象市町に厚政1号と市町1号を送付し、市町1号による報告を受ける。</li> <li>・市町1号を集計する。</li> </ul>	・厚政1号(P20) ・市町1号(P45) ・企画1号(P25)
各班他からの提供情報集約	住宅課各班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅課各班から、所定の様式で報告を受ける。</li> <li>・UR 賃貸の提供戸数は、国土交通省の特設HPから住宅企画班が情報を収集する。</li> </ul>	・民間2号(P33) ・住管1号(P29) ・整備1-1号(P39)
報告	厚政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班から報告のあった様式を取りまとめ</li> <li>・所定の様式で報告する。</li> </ul>	・企画1号(P25) ・企画2号(P26) ・民間2号(P33) ・住管1号(P29) ・整備1-2号(P40)



※UR 賃貸の提供戸数について（本省住宅局から UR へ協力依頼されるため、県からの依頼は不要。）

<参考> 平成 30 年 7 月豪雨の特設HP

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000061.html)

## II 追加情報収集

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	厚政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業開始の連絡を受ける。</li> <li>対象となる市町と、住宅の種類の確認を行う。 (様式受取り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚政3号(P22)</li> </ul>
住宅課各班 へ連絡	住宅課 民間住宅支援班 県営住宅管理班 県営住宅計画班 県営住宅整備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅課の対象班へ作業開始を連絡し、様式を渡す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚政3号(P22)</li> </ul>
各班他からの 提供情報集約	住宅課各班	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅課各班から、所定の様式で報告を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間4号(P35)</li> <li>民間5号(P36)</li> <li>整備3号(P42)</li> </ul>
報告	厚政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の様式で報告する。 (必要に応じ、地図を添付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画3号(P27)</li> <li>民間4号(P35)</li> <li>民間5号(P36)</li> <li>整備3号(P42)</li> </ul>



## ○ 市町営住宅で現在提供可能な住戸

(令和 年( 年) 月 日現在) 単位: 戸

	提供可能戸数	備考
下関市		
宇部市		
山口市		
萩市		
防府市		
下松市		
岩国市		
光市		
長門市		
柳井市		
美祢市		
周南市		
山陽小野田市		
周防大島町		
和木町		
上関町		
田布施町		
平生町		
阿武町		
合計	0	



令和 年 月 日

厚政課長 様

住宅課長

被災者向けに供給可能な住宅戸数  
(公営・民賃空家情報、プレ協供給可能戸数)の報告について

下記の対象市町について、被災者向けに供給可能な住戸数を報告します。

令和 年 月 日現在

市町名	対象市町	公営住宅			UR賃貸	民賃空家	建設応急仮設			合計
		県営住宅	市町営住宅	小計			プレ協	全木協	小計	
下関市										
宇部市	○									
山口市	○									
萩市										
防府市										
下松市										
岩国市										
光市										
長門市										
柳井市										
美祢市										
周南市										
山陽小野田市										
周防大島町										
和木町										
上関町										
田布施町										
平生町										
阿武町										
合計										



令和 年 月 日

厚政課長 様

住宅課長

## 被災者向けに供給可能な住宅戸数の算定について(報告)

下記の対象市町について、被災者向けに供給可能な住戸数について報告します。

令和 年 月 日現在

市町名	【第一段階情報】 対象市町		【詳細情報】 対象市町		備考
	民賃住宅	仮設建設	民賃住宅	仮設建設	
下関市					
宇部市					
山口市					
萩市					
防府市					
下松市					
岩国市					
光市					
長門市					
柳井市					
美祢市					
周南市					
山陽小野田市					
周防大島町					
和木町					
上関町					
田布施町					
平生町					
阿武町					
合計					

※添付様式 : 民間4号、民間5号、整備3号



## 第3章 災害時における対応

### 2 被災者向けに供給可能な住宅戸数の算定 【公営住宅等で利用可能な住宅の把握】

#### 【作業概要】

- ・厚政課から住宅課住宅企画班経由で指示があった場合に、作業を開始する。
- I 県営住宅の空家の提供戸数調査 **A**
  - ・指定管理者へ公営住宅の臨時的入居として提供可能な戸数調査を依頼する。
  - ・指定管理者からの報告を集計し、住宅課住宅企画班へ報告する。

#### 【作業手順】

##### I 県営住宅の空家の提供戸数調査 A

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始の連絡を受ける。</li> <li>・連絡様式の受け取り</li> </ul>	・厚政1号(P20)
連絡・送付	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査の依頼を行う。</li> </ul> 住管1号を送付し、「入居可能になるまでに要する日数」の記載を依頼する。	・住管1号(P29)
報告	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査の報告を受ける。</li> </ul> 指定管理者から、住管1号「入居可能になるまでに要する日数」が記載された様式の送付を受ける。	・住管1号(P29)
報告	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供可能戸数を報告する。</li> </ul>	・住管1号(P29)
(募集開始)		被災者の受け入れ準備が整い次第、県営住宅の募集を開始する。	



## ○ 県営住宅で現在提供可能な住戸

(令和 年( 年) 月 日現在) 単位: 戸

	提供可能戸数	備考
下関市		
宇部市		
山口市		
萩市		
防府市		
下松市		
岩国市		
光市		
長門市		
柳井市		
美祢市		
周南市		
山陽小野田市		
周防大島町		
和木町		
上関町		
田布施町		
平生町		
阿武町		
合計	0	



## 第3章 災害時における対応

### 2 被災者向けに供給可能な住宅戸数の算定 【民間賃貸住宅で利用可能な住宅の把握】

#### 【作業概要】

- ・厚政課から住宅課住宅企画班経由で指示があった場合に、作業を開始する。
- ・情報は2段階で収集・提供する  
※不動産団体（宅建協会、全日本不動産協会、ちんたい協会、日管協）

#### I 不動産団体へ、第1段階調査を依頼 **D**

- ・厚政課が被災者向け住宅の必要戸数を決定する際の参考情報として、まずは候補戸数（空家情報の概数）を速やかに厚政課に提供する。
- ・空家情報は、災害協定に基づき不動産団体から収集する。  
（不動産団体は平常時から把握しておく。）

#### II 不動産団体へ、第2段階調査（詳細調査）を依頼 **E**

- ・Iの空家のうち、応急借上げ住宅として提供可能な戸数を調査し、報告する。  
（候補住宅の被災状況（使用の可否）の確認及び所有者の提供意思確認）

#### 【作業手順】

##### I 不動産団体へ、第1段階調査を依頼 **D**

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	住宅課 住宅企画班	・作業開始の連絡 ・連絡様式の受け取り	・厚政1号(P20)
関係団体へ連絡	宅建協会 全日 ちんたい協会 日管協	・不動産団体へ協力要請。 ・不動産団体に対し、応急借上げ住宅の候補戸数について調査を依頼。	・民間1号(P32)
関係団体からの報告	宅建協会 全日 ちんたい協会 日管協	・不動産団体から、応急借上げ住宅の候補戸数の報告を受ける。	・民間2号(P33)
報告	住宅課 住宅企画班	・応急借上げ住宅の候補戸数を報告。	・民間2号(P33)



II 不動産団体へ、第2段階調査（詳細調査）を依頼 **E**

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業開始の連絡</li> <li>連絡様式の受け取り</li> </ul>	・厚政3号(P22)
関係団体へ連絡	宅建協会 全日 ちんたい協会 日管協	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産団体に対し、応急借上げ住宅の提供可能戸数についての詳細調査を依頼。</li> </ul>	・民間3号(P34)
関係団体からの報告	宅建協会 全日 ちんたい協会 日管協	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産団体から、応急借上げ住宅の提供可能戸数に対する詳細調査の報告を受ける。</li> <li>各団体からの報告を集計する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間4号(P35)</li> <li>・民間5号(P36)</li> </ul>
報告	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細調査結果を報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間4号(P35)</li> <li>・民間5号(P36)</li> </ul>



令 宅 第 号  
令和 年 ( 年) 月 日

各団体の長あて

山口県知事 ○○ ○○

災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供について（協力要請）  
（第1次調査）

令和 年 月 日に発生した○○○○に関して、現在、災害救助法の適用を検討中であります。

このため、県では、平成 年 月 日付けで締結した「災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定」（以下「協定」という。）第2条の規定に基づき、被災者の住宅として利用可能な民間賃貸住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）の情報提供等の協力を要請します。

つきましては、応急借上げ住宅の候補戸数を把握する必要があるため、別紙様式「民間2号」により令和 年 月 日までにご報告願います。

（以下は宅建協会、全日あて文書のみ）

また、被災者が自らの資力で民間賃貸住宅への入居を希望する場合は、協定第3条第2項により媒介を無報酬で行うと定められておりますのでご協力をお願いします。

土木建築部住宅課 民間住宅支援班 担 当： ○ ○ Tel：083-933-3883 Fax：083-921-4616 E-mail：a18900@pref.yamaguchi.lg.jp
---



(第1次調査)  
 応急借上げ住宅候補戸数報告書

団 体 名

(令和 年 月 日現在)

市町名(地区名)	件 数			
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		

令 宅 第 号  
令和 年 ( 年) 月 日

各団体の長あて

山口県土木建築部住宅課長

災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供可能戸数について (依頼)  
(第2次調査)

このことについては、令和 年 月 日付け令 宅第 号により応急  
借上げ住宅の候補戸数をご報告いただいたところですが、候補戸数のうち実際に提供が  
可能な戸数等について、別紙様式「民間4号」及び「民間5号」により令和 年 月  
日までにご報告願います。

民間住宅支援班 担 当 : ○ ○ Tel : 083-933-3883 Fax : 083-921-4616 E-mail : a18900@pref.yamaguchi.lg.jp
--



(第2次調査)  
 応急借上げ住宅提供可能戸数報告書

団 体 名

(令和 年 月 日現在)

市町名(地区名)	件 数			
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		
市・町 (地区)	1DK	戸	1K	戸
	2DK	戸	2K	戸
	3DK以上	戸	その他	戸
	計	戸		

応急借上げ住宅提供可能戸数報告書 (詳細)  
(第2次調査)

団 体 名  
年 月 日 現在)  
(令和

住宅番号	所在地	住宅の名称等	全戸数	空き家戸数	間取等	階	EV有無	規模 (m) 室番号等	その他一時提供条件	管理者・連絡先等
○	【記載例】 ○○○1-2-3	○○アパート	20戸	1戸 1DK 2DK 3DK 1K 2K 他	4階	有	1DK ①20㎡・101号室 家賃：月30,000円 敷金：60,000円 礼金：30,000円	(例示) ・駐車場2台(縦列) ・犬不可 ・ピアノ不可	株式会社 担当者：○○ ○○ TEL：083-000-000 FAX：083-000-001 e-mail: ○○@000ne.jp	
△	△△△7-8-9	△△ビル	15戸	2戸 1DK 2DK 3DK 1K 2K 他	5階	有	3DK ①45㎡・302号室 家賃：月55,000円 敷金：110,000円 ②46㎡・303号室 家賃：月60,000円 敷金：120,000円		株式会社 担当者：△△ △△ TEL：083-000-002 FAX：083-000-003 e-mail: △△@001ne.jp	
			戸	1DK 2DK 3DK 1K 2K 他	階				担当者： TEL： FAX： e-mail: △△@001ne.jp	



## 第3章 災害時における対応

### 2 被災者向けに供給可能な住宅戸数の算定 【応急仮設住宅の建設可能戸数の把握】

#### 【作業概要】

- I ①プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会への供給可能戸数等情報収集 **F**
- ・大規模な住宅被害が想定される災害が発生した場合、住宅課は速やかにプレハブ建築協会（以下「プレ協」という。）及び全国木造建設事業協会（以下「全木協」という。）に供給可能戸数の確認と、相互の連絡窓口の確認を行う。
- ②建設候補地リストの確認、提供 **G**
- ・建設候補地リスト情報（別添リスト）は、住宅課（県営住宅計画班）が毎年度作成・更新し、厚政課及び各市町に配付することにより情報を共有しておく。
  - ・ただし、厚政課から最新の建設候補地リスト情報の要求があった場合には、住宅課は速やかに厚政課へ提供する。
- II 現況調査による供給可能戸数情報収集 **H**
- ・厚政課は、住宅課に対し作業対象市町を指示する。この場合、できるだけ対象地域を絞り込む。
  - ・作業対象市町の指示があった場合に、住宅課は作業を開始する。
  - ・I ②の候補地リストのうち、作業対象市町分について住宅課がインフラの被災状況等現況調査（市町担当職員等立会）を実施し、建設型応急住宅のおおよその建設可能戸数を調査する。
  - ・災害廃棄物の仮置き場等として利用の有無を考慮し、建設地を検討する。
  - ・住宅課は、調査結果を集計し厚政課へ報告する。

#### 【作業手順】

- I ①プレ協、全木協への供給可能戸数等情報収集 **F**

作業項目	相手	作業内容	様式等
関係団体へ連絡	プレ協 全木協	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・供給（備蓄）可能戸数の確認 ・連絡窓口の確認	・整備1-1号 (P39)

I ②建設候補地リストの確認、提供 **G**

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	住宅課 住宅企画班	【担当：住宅課 住宅企画班】 ・作業開始の連絡 ・連絡様式の受け取り	・厚政1号(P20)
報告	住宅課 住宅企画班	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・最新の建設候補地リストを確認 ・プレ協及び全木協供給可能戸数と併せて報告	・整備1-2号 (P40)

II 現況調査による供給可能戸数情報収集 **H**

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	住宅課 住宅企画班	【担当：住宅課 住宅企画班】 ・作業開始の連絡 ・連絡様式の受け取り	・厚政2号(P21)
対象市町へ 連絡	対象市町	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・リストの候補地が災害後も使用可能か現況調査を実施。市町担当職員等の調査立会を依頼。 ・建設可能戸数を算定。 ※（災害状況に応じ、プレ協又は全木協に協力を依頼） ・災害廃棄物の仮置き場等として利用の有無を確認し、建設地を検討	・整備2号(P41)
報告	住宅課 住宅企画班	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・調査結果を集計、報告	・整備3号(P42)



■ 応急仮設住宅建設可能(在庫)戸数

令和 年 月 日現在

市町名	対象市町	供給可能(在庫)戸数	候補地リスト戸数	備考
下関市				
宇部市				
山口市				
萩市				
防府市				
下松市				
岩国市				
光市				
長門市				
柳井市				
美祢市				
周南市				
山陽小野田市				
周防大島町				
和木町				
上関町				
田布施町				
平生町				
阿武町				
合計				

(記入要領) 対象市町欄に○印のある市町について、供給可能戸数を記入してください。  
(候補地リスト戸数は、県が記載する)

【プレ協・全木協担当窓口】

部署名

担当者名

連絡先

TEL:

FAX:

e-mail:

## ■ 応急仮設住宅建設可能(在庫)戸数

令和 年 月 日現在

市町名	対象市町	供給可能(在庫)戸数		候補地リスト戸数	備考
		プレ協	全木協		
下関市					
宇部市					
山口市					
萩市					
防府市					
下松市					
岩国市					
光市					
長門市					
柳井市					
美祢市					
周南市					
山陽小野田市					
周防大島町					
和木町					
上関町					
田布施町					
平生町					
阿武町					
合計					

(記入要領) 対象市町欄に○印のある市町について、供給可能戸数を記入してください。  
(候補地リスト戸数は、県が記載する)

## 【プレ協・全木協担当窓口】

部署名

担当者名

連絡先

TEL:

FAX:

e-mail:



仮設住宅建設用地 チェックリスト(現地確認用)

※調査表を転記し、現地立会時にチェックする

分類	項目	内容	状況	備考	留意点等	災害発生後現地調査チェック欄		
基本情報	地名・地番					<div style="font-size: 4em; opacity: 0.5;">X</div>		
	施設名、用途等			避難場所指定 □有	施設の名称、利用用途など記入			
	敷地面積		敷地形状	根拠 □実測 □登記簿等 □CAD採算	観音データ			
	建設可能面積		□四角形 □台形 □三角形	□実測 □CAD採算	現地確認の結果を記入 (災害想定区域を除く)			
	標高(海拔)				不明な場合は、電子国土HPによる			
	土地所有者	□市町有地 □県有地 □国有地 □民有地		所管部署 連絡先: 所管所との確認状況 □済 □未	所管部署とは財産管理を行う部署のこと □文書 □口頭			
	土地利用可能期間	□2年以上 □2年未満		2年未満しか利用できない場合その理由				
	(民有地の場合)	名義						
		協定書等の契約の有無	□有 □無	締結日等				
		有償・無償	□有償 □無償					
敷地状況	土地の種類、用途等 (地目)					<div style="font-size: 4em; opacity: 0.5;">X</div>		
	地盤の状況	表層の状況	□良 □否		表層の現況・土、芝生、アスファルト舗装など		□良 □否	地割れ、陥没等がないか
		排水(雨水)状況	□無 □有		周辺側溝等状況など		□可 □否	周辺側溝など破損なく敷き込みできるか
		暗渠排水の有無	□可 □否				□可 □否	暗渠排水がある場合、破損なく敷き込みできるか
		木杭で対応可能か	□無 □有				□可 □否	
		整地等の事前整備の必要性	□明確 □不明確	境界の目印: □確定不要 □確定必要	傾斜地整地、地盤改良、樹木伐採など		□無 □有	
	敷地境界	境界の状況	□無 □有	境界の目印: □不明確の時	ピン、杭、フェンス……			
	利用上の制限	利用上の制限事項等	□現状復旧、仮前用途として利用					
	撤去後の利用計画		□無 □洪水 □内水 □高潮 □津波 □土砂災害 □その他	左記以外の計画:				
安全	災害被害想定区域		□無 □有	□全域 □部分	該当するものにチェック 浸水高さがわかれば記入		□良 □否	二次災害の恐れはないか
(原則災害想定区域でないこと)	土砂災害警戒区域の指定		□無 □有	□対策済 □未対策				
	急傾斜崩壊危険区域の指定		□無 □有	□全域 □部分				
	崖地の有無							
インフラ等	道路(資材搬入経路)		□国道 □県道 □市町 □その他	幅員 m		□被害無 □被害有		
		重量車両通行	□可 □不可 (理由)		4t車クラスが通行できれば可とする	□可 □不可		
	上水道		□有 □無	口径 mm 距離 m	口径、最寄分岐点からの距離等	□被害無 □被害有		
		仮設水道負担金	□不要 □要		免除希望			
	下水道		□有 □無	管径 mm 距離 m	管径、最寄接続点までの距離等	□被害無 □被害有	下水道被害有りでも浄化槽対応可能な場合、放流先を確認	
		下水道負担金	□不要 □要		免除希望			
	浄化槽放流先		□有 □無		放流先状況、位置 下水道整備地域でも確認しておく	□有 □無		
		排水同意	□済 □未確認	□補償要	水利権、漁業権補償等 特記事項があれば記載	□済 □未確認		
	電柱	電力系	□有 □無 ( m)	□高圧 □低圧 電柱番号	近隣にない場合は、最寄電柱からの距離を記入	□被害無 □被害有	事前調査での電柱が利用できない場合、利用できる電柱番号を特記記入	
		通線系	□有 □無 ( m)	電柱番号	〃	□被害無 □被害有	〃	
		その他	□有 □無	□CATV				
	消防水利	(消火栓、防火水槽)	□有 □無			□被害無 □被害有		
	テレビ受信状況	地上デジタル(UHF)	□受信可 □受信不可		受信不可又は不安定な場合、対策案があれば記入			
住環境	周辺環境	騒音、振動、悪臭	□良 □否 (原因)			<div style="font-size: 4em; opacity: 0.5;">X</div>		
		日当たり	□良 □否					
		風の状況	□普通 □注意		周囲土地の状況、ビル風など			
		近隣住民の状況	□近隣住民なし □開始済み □近隣住民の調整必		プライバシーへの配慮など			
	利便性	交通機関	□有 □無		駅、バス停への距離など記入			
		購買施設	□良 □不便		スーパー、銀行などへの距離など			
		官公庁施設			市役所、公民館、保健所、郵便局、派出所、など			
		学校施設			幼稚園、学校			
		医療施設			病院等への距離など記入			
		社会福祉施設			保育園、介護保健施設など			
想定・計画	想定建設戸数	想定の有無	□有 □無	1DK: 戸、2DK: 戸、3K: 戸	事前計画されていれば記入	戸	3Kタイプ(最大面積)で配置想定(ブレ値協力)※配置案図添付	
	配置計画図の有無	計画の有無	□有 □無		計画されていれば添付			
	必要な施設	サービス施設	□集会所 □談話室 □福祉仮設住宅 □サポ-ト拠点 □不明		必要なものにチェック (50戸以上で集会所)			
		インフラ関連	□受水槽 □浄化槽 □ごみ置き場		必要なものにチェック			
		駐車施設	駐車台数		整備補助対象は、1台/戸まで			
許可手続等	行政財産使用許可 普通財産借受申込書				県から市町、国		特記事項等あれば記入	
	法令上の手続				河川法、自然公園法等		河川保全区域内許可など	
	その他 (自由記入)							





## 第3章 災害時における対応

### 2 被災者向けに供給可能な住宅戸数の算定

#### 【市町営住宅で利用可能な住宅の把握】

#### 【応急仮設住宅建設の用地調査】

#### 【作業目的】

山口県厚政課が、被災者向け住宅を提供する判断を行う際に必要となる情報として、市町営住宅で提供可能な住宅情報を提供する。

（参考：山口県地域防災計画 第3編第12章第1節「応急仮設住宅の供与」の抜粋）

- ・被災者の生活安定を図るうえで住宅の確保は、最も重要であることから、県及び市町は、積極的に公営住宅の確保に努める。
- ・応急仮設住宅の建設場所の選定は、原則として市町が行う。

#### 【作業概要】

##### I 市町営住宅の供給可能戸数情報提供

- ・厚政課から住宅課県営住宅管理班経由で指示があった場合に、作業を開始する。
- ・市町営住宅の空家のうち、被災者向け住宅として提供可能な戸数を調査し、報告する。

##### II 応急仮設住宅建設の用地調査立会

- ・県営住宅整備班から連絡があった場合に、県と共に建設候補地について現況確認を行う。

#### 【作業手順】

##### I 市町営住宅の供給可能戸数情報提供

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始の連絡</li> <li>・連絡様式の受け取り</li> </ul>	・厚政1号(P20)
空家状況把握		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町営住宅の空き住戸の把握</li> <li>・提供可能性のある空き住戸数を、様式へ記入</li> </ul>	・市町1号(P45)

## 市町（住宅部局）

現況調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査の実施 修繕担当者と共に、上記空き住戸の状況を確認する。修繕が必要な場合は、その必要日数も見積もる。</li> <li>・報告様式への記入</li> </ul>	・市町1号(P45)
報告	住宅課 住宅企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供可能住戸数の報告 様式を、県営住宅管理班へ報告する。 (FAX又はメール)</li> </ul>	・市町1号(P45)
(募集開始)		被災者の受け入れ準備が整い次第、市町営住宅の募集を開始する。	

## II 応急仮設住宅建設の用地調査立会

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	住宅課 県営住宅整備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始の連絡</li> <li>・現況調査の日程調整</li> </ul>	
現況調査	住宅課 県営住宅整備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査の実施 県と共に、現地の状況を確認する。 災害廃棄物の仮置き場としての利用の有無について確認する。</li> </ul>	





## 第3章 災害時における対応

### 3 応急仮設住宅の供給戸数の決定

#### 【作業概要】

#### I 応急仮設住宅の供給判断

- ・住宅課住宅企画班からの供給可能戸数情報を元に、判断を行う。
- ・被災地の状況に応じて、賃貸型応急住宅又は建設型応急住宅の種類を選択と、供給戸数を決定する。

#### 【作業手順】

#### I 応急仮設住宅の供給判断

作業項目	相手	作業内容	様式等
報告受取り	住宅課 住宅企画班	・賃貸型応急住宅、建設型応急住宅の供給可能戸数等の情報を受け取る。	・民間4号(P35) ・整備3号(P42)
応急仮設住宅の供給判断		【上記情報を元に、判断を行う。】 ・公営住宅等で充足する場合は、作業終了 ・不足する場合は、賃貸型応急住宅・建設型応急住宅の種類を選択と、それぞれの供給戸数を決定する。	
供給戸数決定の連絡	住宅課 住宅企画班	・上記で決定した、賃貸型応急住宅又は建設型応急住宅の種類とそれぞれの供給戸数を連絡する。	・厚政4号(P47)
情報提供	被災市町	・様式を送付	・厚政4号(P47) ・民間4号(P35)

#### II 応急仮設住宅の供給に関する事務の委任

作業項目	相手	作業内容	様式等
入居契約等応急仮設住宅の供給に関する事務の委任	被災市町	・入居募集、入居契約その他応急仮設住宅の運営に関する事務を市町に委任	



令和 年 月 日

住宅課長 様

厚政課長

## 被災者向け住宅の供給戸数について

被災者向け住宅の供給戸数について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

令和 年 月 日現在

市町名			備考
	賃貸住宅	建設住宅	
下関市			
宇部市	20		
山口市	30	40	建設住宅は、△△地区及び××地区
萩市			
防府市			
下松市			
岩国市			
光市			
長門市			
柳井市			
美祢市			
周南市			
山陽小野田市			
周防大島町			
和木町			
上関町			
田布施町			
平生町			
阿武町			
合計			

記入例

※ 様式「厚政第2号」(被災者住宅ニーズ調査票)を添付します。

※ 民賃住宅の供給対象住戸については、別紙「民間4号様式」を参照のこと。

## 第3章 災害時における対応

### 4 応急仮設住宅の供給準備

#### 【民間賃貸住宅の借上げ手続き】

#### 【作業概要】

・厚政課から住宅課住宅企画班経由で指示があった場合に、作業を開始する。

#### Ⅰ 民間賃貸住宅の供給準備及び入居手続き Ⅰ

・応急借上げ住宅として供与する住宅について被災者からの申し込み受け付け、賃貸借契約の手続等を開始する。

(定期建物賃貸借契約－賃貸人と県、被災者の3者契約)

・宅建協会、全日本不動産協会の会員業者（以下「宅建業者」という。）に斡旋業務を依頼。

・斡旋結果に基づき、契約手続きを依頼。

・契約締結※入居契約までの具体的なフローの例を「応急借上げ住宅の手続きの流れ」に示す。

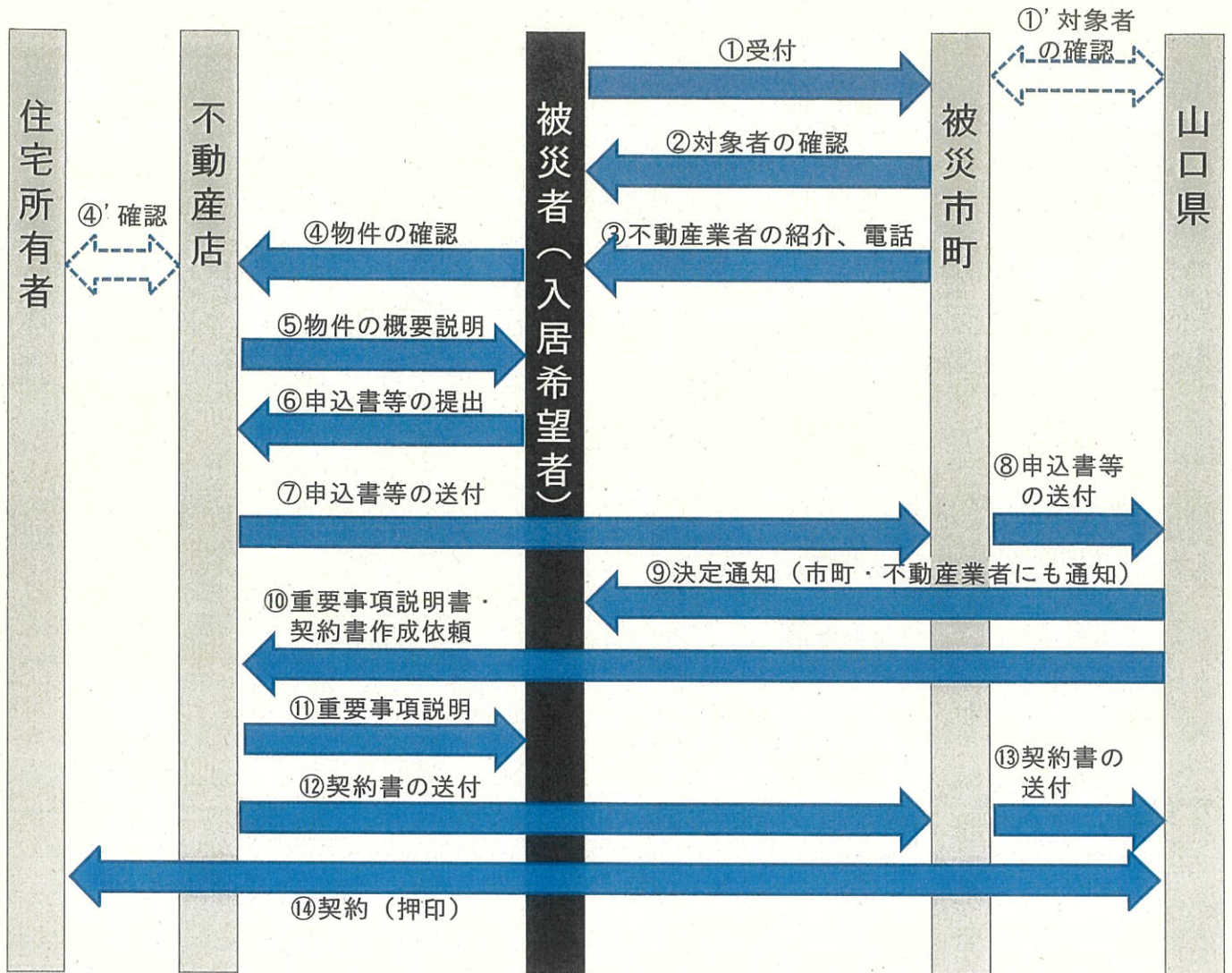
#### 【作業手順】

#### Ⅰ 民間賃貸住宅の供給準備及び入居手続き Ⅰ

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	住宅課 住宅企画班	・作業開始の連絡 ・連絡様式の受け取り	・厚政2号(P21) ・厚政4号(P47)
宅建業者へ連絡	宅建協会 全日	・宅建業者に対し、斡旋業務を依頼。 ・申込書の内容審査の終了後、契約手続きを依頼。	
契約締結	関係市町	・契約書の押印・送付	・契約書(例) (P50)



■ 応急借上げ住宅の手続きの流れ



被災者向け応急借上げ住宅賃貸借契約書（定期建物賃貸借契約）（例）

借主山口県（以下「甲」という。）と貸主 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）及び入居者 \_\_\_\_\_（以下「丙」という。）は、不動産に関し、別記のとおり定期建物賃貸借契約を締結した。

頭書（1）目的物件の表示

建 物	名称				部屋	号室
	所在地					
	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他（ ） ／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他（ ） ／（ ）階建 全（ ）戸				
	駐車場	有（ ）台 ・ 無				
	種類	マンション・アパート・戸建・（ ）	新築年月	年 月		
住 戸 部 分	間取り	（ ）LDK・DK・K・ワンルーム		床面積	㎡	
	設備等	トイレ	有 ・ 無	浴室	有 ・ 無	
		シャワー	有 ・ 無	給湯設備	有 ・ 無	
		上水道	有 ・ 無	冷暖房設備	有（ ）台 ・ 無	
		下水道	有 ・ 無	ガス	プロパンガス・都市ガス	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名					
	住所					

頭書（2）契約期間（※契約期間は2年以内とする。）

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
-------------------------

頭書（3）賃料

賃料	月額 円	支払先	甲が乙の指定する口座に支払う。		
管理費、共益費	賃料に含む ・ 含まない	含まない場合は、頭書（3-2）のとおり			
支払時期	初回支払分：契約成立日の翌月末まで（特別な理由がある場合は、この限りではない。） 第2回支払分：当月分を当月末まで 第3回以降支払分：当月分を前月末まで ただし、4月分については、当月末までに支払う。				

頭書（3-2）管理費、共益費（賃料に含まない場合）

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
管理費、共益費	階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等として	入居者	乙が指定する先	乙の指定による	月額 円

頭書（3-3）駐車場料金（賃料に含まない場合又は2台以上の場合）

項目	用途	負担者	支払先	支払時期	金額
駐車場料金	駐車場（ ）台の使用料金として	入居者	乙が指定する先	乙の指定による	月額 円

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条第2項に定められている書面を兼ねています。



頭書(4) 一時金等

項目	使 途	負担者	支払先	支払時期	金 額
礼金	礼金として	甲	乙が指定する先	契約成立日の翌月末まで	円
退去修繕負担金	原状回復(通常損耗及び経年劣化を含む。)に要する費用として	甲	乙が指定する先	契約成立日の翌月末まで	円
仲介手数料(家賃の0.5か月分(消費税等別途))	賃貸借契約の媒介報酬として	甲	仲介業者が指定する先	契約成立日の翌月末まで	円
保険料	火災保険等損害保険の加入費用として	甲	損害保険代理店等	保険契約で定める期日まで	円

頭書(5) 丙を除く入居者

入居者の氏名			
--------	--	--	--

頭書(6) 管理者(乙から事務代行及び管理の委託を受けた不動産業者)

管理者	住所		
	氏名		TEL

頭書(7) 特約事項

- 1 頭書(2)で定める契約期間内に丙が退去する場合、乙は違約金の請求をしない。
- 2 最初の入居日から最長2年の入居期間が満了した場合、甲と乙とは原則として再契約をしない。その際、丙が引き続き居住を希望する場合は、乙及び丙で協議し決定する。協議の結果、居住の合意が得られた場合は、乙と丙で新たな契約を締結し、合意が得られなければ丙は直ちに物件を明け渡し退去するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲・借主	氏名	山口県知事 村岡 嗣政	Ⓜ	TEL 083-933-3883
	住所	山口市滝町1-1		
乙・貸主	氏名		Ⓜ	TEL
	住所			
(貸主代理の場合)	氏名		Ⓜ	TEL
	住所			
丙・入居者	氏名		Ⓜ	TEL
	住所			

丙の緊急連絡先(任意)	氏名	続柄	
		TEL	

仲介業者	宅地建物取引業者		宅地建物取引士	
	商号又は名称	Ⓜ	氏名	Ⓜ
	代表者の氏名		登録番号	知事 第 号
	主たる事務所		業務に従事する	
	所在地		事務所名	
	TEL		事務所所在地	
免許証番号	( ) 第 号	TEL		
免許年月日	年 月 日			







(契約の解除)

- 第14条 乙は、丙が自らの故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った場合において、乙が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 乙は、丙が次に掲げる行為をしたことにより本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、丙及び甲に催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
- 1 本物件を居住の用以外に使用したとき。
  - 2 第11条各項に規定する義務に違反したとき。
  - 3 その他丙が本契約の各条項に違反したとき。
- 3 丙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
- 1 丙又は丙の同居人が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
  - 2 丙が、本物件を暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所として使用したとき。
  - 3 丙が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
  - 4 丙が、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
  - 5 丙が、第11条第2項第6号又は第7号の規定に違反したとき。
  - 6 丙が暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。
  - 7 丙が第11条のいずれかの規定に違反し甲及び乙の注意・催告等に応じなかったとき。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第15条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが丙の責めに帰すべき事由によらないときは甲、乙及び丙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみで乙は甲が賃借した目的を達することができないときは、甲は本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第16条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(丙からの解約)

第17条 丙は、契約期間の途中で退去しようとする場合、当該退去日の40日前までに、甲に対して、解約の申出を行わなければならない。

(甲からの解約)

第18条 甲は、乙に対して1か月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、1か月分の賃料又は賃料相当額を乙に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
- 3 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に定める長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第19条 前条により甲及び丙は、本契約を終了させる場合には、明渡し日の1か月前までに乙に通知する。
- 2 甲及び丙は、第14条の規定により本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 甲及び丙は、明渡しの際、引渡しを受けた本物件の鍵及び複製した鍵を、乙に返還するものとする。
- 4 本契約終了時に本物件等に残置された丙の所有物について、本物件を維持管理するために当該丙の所有物を緊急に処分しなければならないやむを得ない事情がある場合は、丙がその時点でこれを放棄したものとみなし、乙は、これを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を丙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時における原状回復工事は、乙が行うものとする。
- 6 乙は、甲及び丙の故意又は過失による損壊に対する修繕費用を除き、甲及び丙に対し、退去修繕負担金以外の原状回復に要する費用の請求を行わない。
- 7 乙は、丙の故意又は過失による損壊に対する修繕費用について、退去修繕負担金で賄えなかった分については、丙に請求することができる。ただし、自然災害等甲及び丙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、現状回復を要しない。

(立入り)

- 第20条 乙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ丙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 丙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による乙の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、乙及び物件の確認をする者は、あらかじめ丙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 乙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ丙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、乙は、丙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を丙に通知しなければならない。

(仲介業者の報酬)

第21条 甲は、この取引の代理又は媒介をする宅地建物取引業者（以下「仲介業者」という。）に、頭書（4）に記載する仲介手数料を原則として契約成立日の翌月末までに、仲介業者が指定する口座に支払うものとする。

(個人情報)

第22条 甲は、丙及び丙の同居者の氏名等の個人情報を、本物件の管理を目的として乙に、被災者支援を目的として国及び地方公共団体に提供するものとする。

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故又は甲、乙若しくは丙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲、乙又は丙の損害について、甲、乙又は丙は、互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第24条 甲、乙及び丙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第26条 本契約に係る特約事項については、頭書（7）に記載するとおりとする。



## 第3章 災害時における対応

### 4 応急借上げ住宅（民間賃貸住宅）の借上げ手続き

#### 【作業概要】

※進め方の詳細は、「応急借上げ住宅実施要領」、「応急借上げ住宅の手続きの流れ」のとおり

#### I 応急借上げ住宅の入居契約等転貸借に関する手続きの事務の開始

- ・被災市町は、厚政課からの委任に基づき事務を開始し、被災者に周知する。

#### II 応急借上げ住宅の申込み

- ・被災者は受付票を市町に提出。
- ・市町が受付票の内容を確認
- ・市町が不動産業者を紹介
- ・被災者は申込書等を宅建協会、全日本不動産協会の会員業者（以下「宅建業者」という。）に提出

#### III 申込書の受領、審査、契約

- ・申込書を受領し、入居資格について県と協力して審査する。
- ・宅建業者が作成した契約書への押印及び進達

#### I 応急借上げ住宅の入居契約等転貸借に関する手続きの事務の開始

作業項目	相手	作業内容	様式等
作業開始	市町→被災者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付票・申込書の周知・配布</li> <li>・関係書類の準備（申込書、罹災証明書など）</li> </ul>	応急借上げ住宅実施要領 ・様式第1号 ・様式第2号

#### II 応急借上げ住宅の申込み

作業項目	相手	作業内容	様式等
入居希望者の把握	被災者→市町	・受付票、申込書の提出（対象者の把握）	応急借上げ住宅実施要領 ・様式第1号 ・様式第2号 ・様式第3号 ・様式第4号
	市町→宅建業者	・宅建業者の紹介	
	宅建業者	・被災者の希望を聞き取り、物件のマッチング	
	被災者→宅建業者→市町→住宅課	・申込書の提出	

#### III 申込書の受領、審査、契約 様式5号～9号



## 第3章 災害時における対応

### 4 応急仮設住宅の供給準備【応急仮設住宅の建設準備】

#### 【作業概要】

#### I 建設型応急住宅の工法の決定 **J**

- ・ 厚政課から住宅課への建設型応急住宅についての正式要請を受けて、速やかに工法（プレハブ又は木造）を決定する。

#### [工法を決定する場合の考え方]

- ・ 決定に際しては、住宅課が建設地の市町へ意向を確認し、極力反映する。
- ・ 長期的な使用を行うことが想定される場合には木造を、短期的な使用を行うことが想定される場合には、プレハブとすることを基本とする。

#### II プレ協、全木協へ建設型応急住宅に係る建設業者の斡旋要請 **K**

- ・ 決定した工法によりプレ協又は全木協へ建設業者斡旋要請を行う。

#### III 建設用地調査及び配置案作成 **L**

- ・ 住宅課は、斡旋を受けたプレ協又は全木協会員の建設業者（以下、建設業者という。）と共に建設用地調査（市町担当職員等立会）を行ない、配置案作成を建設業者に依頼する。
- ・ 配置案作成に当たっては、あらかじめ検討した、別添「応急仮設住宅配置計画仕様（案）」等を参考にし、使用期間などを考慮して作成する。

#### IV 建設用地の使用手続き **M**

- ・ 住宅課は、建設用地が建築基準法の緩和規定（建築基準法第85条第1項）の対象区域内であるかをあらかじめ確認しておく。
- ・ 建設に際しての市町側の調整窓口を確認する。
- ・ 住宅課は、建設用地について、必要な許可申請等手続きを取る（行政財産使用許可、普通財産借受申込等）。併せて、法令上の手続きが必要な場合は手続きを取る（河川法、都市公園法、自然公園法、景観条例等）。
- ・ 上水道・下水道の手続き及び条件、浄化槽排水等について市町に確認する。

#### V 住宅の仕様および配置計画の決定 **N**

- ・ 住宅課は、応急仮設住宅の概算額について直近事例等を参考に算定し、住宅の仕様等とあわせて厚政課と協議する。
- ・ 住宅の仕様は、工法によりプレハブの場合はプレ協の応急仮設住宅の仕様、木造の場合は全木協の全木協中国ブロック応急仮設木造住宅の仕様とする。また、必要な施設（集会所・談話室



等)の可否を市町に確認する。

- ・住宅課は、配置案について適宜建設業者、厚政課、市町と協議を行い、配置計画を決定する。  
→ **第2章3を参照**
- ・住宅課は、決定した仕様、配置計画を厚政課へ報告する。

## 【作業手順】

### I 工法（プレハブ、木造）の決定 **J**

作業項目	相手	作業内容	様式等
工法の決定		【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・工法（プレハブ又は木造）を決定する。	・整備4号 (P60)

### II プレ協又は全木協へ建設業者の斡旋要請 **K**

作業項目	相手	作業内容	様式等
関係団体へ連絡	プレ協 全木協	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・建設業者の斡旋要請	・整備5-1号 (P61) ・整備5-2号 (P62)

### III 建設用地調査及び配置案作成 **L**

作業項目	相手	作業内容	様式等
建設業者へ連絡	建設業者	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・建設用地調査協力を依頼	
対象市町へ連絡	対象市町	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・配置案作成に係る調査実施のため、市町担当職員等の調査立会を依頼	
配置案作成	建設業者	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・用地調査を踏まえ、配置案作成を依頼	



## IV 建設用地の使用手続き M

作業項目	相手	作業内容	様式等
対象市町へ連絡	対象市町	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・市町の調整窓口確認、および使用に際して必要な手続き事項を整理	・整備6号 (P63) ・整備7号 (P64)
使用手続き	国、市町等	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・整備6号を基に許可申請等手続き	・市町様式等
法令上の手続き	国、県、市町等	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・整備7号を基に法令上の諸手続き	
給排水等手続き	対象市町	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・必要な給排水等の手続き、関係者との調整を依頼	

## V 住宅の仕様および配置計画の決定 N

作業項目	相手	作業内容	様式等
仕様・配置計画	建設業者、厚政課、市町	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・適宜、建設業者・厚政課・市町と協議	
報告	住宅企画班	【担当：住宅課 県営住宅整備班】 ・仕様、配置計画を報告（建設地地名地番、敷地面積、整備戸数を図面に明記）	・仕様書 ・配置計画図

## 第3章 災害時における対応

### 4 応急仮設住宅の供給準備【応急仮設住宅の建設】

#### 【作業概要】

#### I 建設に係る契約・支払手続 **○**

- ・住宅課は、プレ協又は全木協から建設業者の斡旋を受けた後、業者と、契約金額・契約期間その他の具体的な契約内容について、事前に協議・確認し、双方合意後、直ちに契約手続を行う。
- ・プレハブは、仮設住宅設置期間(2年以内)のリースとする契約の形態が、木造は請負契約の形態が一般的となっている。

#### II 工事の進捗管理、検査・引取り **P**

- ・住宅課は、「応急仮設住宅工事監理・検査要領」に基づき工事監理、検査を実施する。
- ・住宅課は、竣工検査・引取り日、市町への引渡日について、あらかじめ厚政課へ情報提供する。



## 【作業手順】

I 建設に係る契約・支払手続 O

作業項目	相手	作業内容	様式等
予算措置	庁内 県議会	【担当：厚政課総務管理班】 ・建設所要額の予算措置 ・厚政課から住宅課へ配当替え	
事前打合せ	建設業者	【担当：住宅課管理班、県営住宅整備班】 ・契約内容(契約方法、契約金額、契約期間、支払時期、契約保証等)についての事前協議 ・書面(契約書案)により双方で確認	契約書(例) (P65)
	庁内	【担当：住宅課管理班】 ・契約書案、契約締結に向けたスケジュール等について会計課等と事前協議	
契約締結手続	建設業者 庁内	【担当：住宅課管理班】 ・執行伺 ・指名競争入札等審査会 ・業者選定伺(併せて予定価格を決定) ※斡旋のあった事業者との随意契約(自治令167の2条第1項第2号) ・見積書提出依頼 ・契約締結伺 ・契約締結	契約書(例) (P65)
支払	建設業者	【担当：住宅課管理班】 ・契約締結後速やかに支出負担行為を起票 ・借入物件の引き渡しを受けた後、請求に基づき支払	

## 建設型応急住宅の工法等の意向確認票

令和 年 月 日

担当部署	〇〇市〇〇課	
担当者氏名	〇〇〇〇	
建設場所(記載例)	〇〇市〇〇(施設名等)	
工法(○を付ける)	プレハブ・木造	
必要戸数(合計)	△△ 戸	
内訳	1DK(6坪タイプ)	戸
	2DK(9坪タイプ)	△ 戸
	3DK(12坪タイプ)	△ 戸
談話室・集会所の要否	(要)・否	
建設場所1		
工法(○を付ける)	プレハブ・木造	
必要戸数(合計)	戸	
内訳	1DK(6坪タイプ)	戸
	2DK(9坪タイプ)	戸
	3DK(12坪タイプ)	戸
談話室・集会所の要否	要・否	
建設場所2		
工法(○を付ける)	プレハブ・木造	
必要戸数(合計)	戸	
内訳	1DK(6坪タイプ)	戸
	2DK(9坪タイプ)	戸
	3DK(12坪タイプ)	戸
談話室・集会所の要否	要・否	
建設場所3		
工法(○を付ける)	プレハブ・木造	
必要戸数(合計)	戸	
内訳	1DK(6坪タイプ)	戸
	2DK(9坪タイプ)	戸
	3DK(12坪タイプ)	戸
談話室・集会所の要否	要・否	

注) 建設場所ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること  
 工法の選定にあつては、工法の比較表(資料編8)を参考にすること  
 原則意向を反映するが、決定ではない(別途協議)



令〇〇住宅第〇〇〇号  
令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日

一般社団法人プレハブ建築協会  
会長 〇〇 〇〇 様

山口県知事 〇〇 〇〇

災害時における応急仮設住宅の建設について

令和〇〇年〇月〇日に発生した〇〇災害により、山口県下では〇〇の被害が発生し、災害救助法の適用を決定いたしました。

このため、本県は平成7年2月20日に貴協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」第3条に基づき、応急仮設住宅の建設業者の斡旋を要請致します。

なお、建設場所、戸数、規模については下記のとおりですので、各建設場所別の建設業者、戸数を回答くださいますようお願いいたします。

記

1 建設場所及び戸数

〇〇市〇〇（施設名等）	戸数	〇〇戸
××町××（施設名等）	戸数	××戸
計		△△戸

2 規模

2DK（9坪タイプ：29.7平方メートル程度）

3 その他

建設場所、戸数などは変更されることがありますので、その都度協議します。また、集会所等についても別途協議します。

土木建築部住宅課 県営住宅整備班  
担当 〇〇  
電話 083-933-3886  
FAX 083-933-3899  
E-mail a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

令〇〇住宅第〇〇〇号  
令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日

一般社団法人全国木造建設事業協会  
会長 〇〇 〇〇 様

山口県知事 〇〇 〇〇

災害時における応急仮設住宅の建設について

令和〇〇年〇月〇日に発生した〇〇災害により、山口県下では〇〇の被害が発生し、災害救助法の適用を決定いたしました。

このため、本県は平成29年1月17日に貴協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」第3条に基づき、応急仮設住宅の建設業者の斡旋を要請致します。

なお、建設場所、戸数、規模については下記のとおりですので、各建設場所別の建設業者、戸数を回答くださいますようお願いいたします。

記

1 建設場所及び戸数

〇〇市〇〇（施設名等）	戸数	〇〇戸
××町××（施設名等）	戸数	××戸
計		△△戸

2 規模

2DK（9坪タイプ：29.7平方メートル程度）

3 その他

建設場所、戸数などは変更されることがありますので、その都度協議します。また、集会所等についても別途協議します。

土木建築部住宅課 県営住宅整備班  
担当 〇〇  
電話 083-933-3886  
FAX 083-933-3899  
E-mail a18900@pref.yamaguchi.lg.jp





■ 応急仮設住宅建設用地 各種法令等チェックリスト

市町名：  
\_\_\_\_\_

建設場所名：  
\_\_\_\_\_

法令名	該当の有無	協議・手続を要する事項	協議・手続先	実施欄
(記載例)・景観法	○	景観区域内行為届出	○×市 都市計画課	
・景観法				
・土地区画整理法				
・新住宅市街地開発法				
・港湾法				
・住宅地区改良法				
・公有地拡大推進法				
・農地法				
・宅地造成等規制法				
・都市公園法				
・自然公園法				
・河川法				
・海岸法				
・砂防法				
・森林法				
・全国新幹線鉄道整備法				
・文化財保護法				
・航空法				
・廃掃法				
・土壌汚染対策法				
・その他( )				
・				
・				
・				
・				
・				
※市町の条例により必要となる手続きがあれば以下に記載してください。				
・				
・				

注) 建設用地別に作成してください。協議・手続先はわかる範囲で記載してください。  
 あらかじめ市町が候補地を選定する際など事前に作成してください。  
 応急仮設住宅の建設準備にあたっては時点修正してください。



## 応急仮設住宅賃貸借契約書(例)

賃借人 山口県(以下「甲」という。)と賃貸人 ○○○株式会社(以下「乙」という。)とは、災害救助法の規定により令和○○年○月○○日○○災害の被災者(以下「被災者」という。)に供与する応急仮設住宅の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

### (賃貸借物件)

第1条 乙は別表記載の応急仮設住宅一式(以下「賃貸借物件」という。)を同表記載の所在地に設置するものとする。

2 前項の規定による賃貸借物件の設置が完了したときは、乙はこれを甲に貸与し、甲はこれを借り受け、乙に対し賃借料を支払うものとする。

### (用途指定)

第2条 甲は、賃貸借物件を被災者のための応急仮設住宅の用に供するものとする。

### (賃貸借期間)

第3条 乙は、賃貸借物件を令和○○年○月○○日までに甲に引き渡すものとし、賃貸借期間は、各賃貸借物件の引渡しの日翌日から2年間とする。

### (賃借料等)

第4条 賃借料は、金○○○円(うち消費税 金○○○円)とする。

2 賃借料総額には、解体及び原状に復する費用が含まれるものとする。その金額は、金○○○円(うち消費税 金○○○円)とする。

3 賃貸借物件は、応急仮設住宅として第3条記載の期間を使用するものとして賃借料を決めているため、賃貸借期間の短縮による賃借料の減額は生じないものとする。

### (設置完了通知)

第5条 乙は、賃貸借物件の設置を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(物件の検査)

第6条 甲は、前条の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から5日以内に乙の設置した賃貸借物件の検査を行うものとし、乙は当該検査に立ち会うものとする。

2 前項の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、設置した賃貸借物件の全部又は一部が第1項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日（以下「指定日」という。）までに、当該検査に合格できる賃貸借物件を設置しなければならない。

4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の規定による設置について準用する。

(物件の引渡し)

第7条 乙は、納入した賃貸借物件が前条第1項又は第4項において準用する同条第1項の検査に合格したときは、当該検査に合格した賃貸借物件を甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から賃貸借物件の引渡しを受けたときは、賃貸借物件の受領書を乙に交付するものとする。

(支払方法)

第8条 甲は、乙から賃貸借物件の引渡しを受けた後、乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、当該支払請求書を受領した日から30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

(期日等の変更)

第9条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、第3条に規定する期限（以下「期限」という。）又は指定日（以下「期限等」という。）の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、期限等の変更を承諾するものとする。

(契約の保証)

第10条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。（ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を



賃借人に寄託しなければならない。 ※契約保証の方法等について事前確認の上、適宜変更

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、賃借人が確  
実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27  
年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、金〇〇〇円（第 4 条第 2 項  
の解体及び原状に復する費用相当額以上の額）とする。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証  
は、契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証  
を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約保証金は、賃貸借物件の撤去及び原状復旧の完了後、乙の請求により返還する。

（管理義務）

第 11 条 甲は、賃貸借物件を使用するにあたり、善良なる管理者の注意をもって管理しなけれ  
ばならない。

2 甲は、賃貸借物件の管理を〇〇市に限り委託することができる。この場合において甲は、  
受任者に善良なる管理者の注意をもって管理させなければならない。

（修繕義務等）

第 12 条 甲又は入居者の故意又は過失により賃貸借物件を荒廃又は毀損したときは、甲の負担  
において復旧修繕を行うものとする。

2 甲又はその受任者が善良なる管理者の注意をもって管理した場合において必要な賃貸借物  
件の修理又は保存は、乙の負担において行わなければならない。

(保険料)

第13条 乙は、賃貸借期間中、その負担において賃貸借物件を火災保険に付さなければならない。

(火災及び台風等の修繕等)

第14条 賃貸物件が火災及び台風等の自然災害により焼失又は損傷を受けたときは、乙は自社の加入する保険の範囲内において負担するものとし、保険を超える範囲については、甲乙協議の上定めるものとする。ただし、甲が故意又は重過失により賃借物件を滅失又は毀損した場合は、この限りではない。

(行為制限)

第15条 乙は、賃貸借期間中、賃貸借物件を第三者に譲渡し、又は抵当権、質権その他の物権を設定するなど、その形式のいかんを問わず甲の賃貸借物件の完全な使用を妨げる行為をしてはならない。

(譲渡の禁止)

第16条 甲は、乙の承認がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡してはならない。

(賃貸借物件の現状変更)

第17条 甲は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

(業務の調査等)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況につき、調査を行い、又は報告を求めることができる。

(事故報告)

第19条 乙は、この業務の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に対し、事故等の状況を報告しなければならない。

(危険負担)

第20条 第7条の規定による引渡し前の賃貸借物件の滅失、損傷その他の損害については、乙



の負担とする。

(担保責任)

第21条 甲は、第7条の規定による引渡し後、賃貸借物件に隠れた瑕疵があることを発見したときは、これを無償で修理し、又は瑕疵のない物件と取り替えることを請求することができる。

2 甲は第7条の引渡し後、賃貸借物件の数量の不足又は賃貸借物件に隠れた瑕疵があることを発見したときは、賃貸料の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができる。

(契約の解除)

第22条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む）その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

第23条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（損害賠償）

第24条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行していないために



甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第25条 乙は、この契約に関して第23条各号のいずれかに該当するときは、賃借料の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 第23条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令又は審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の賃借料の10分の2に相当する金額を超えたときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(違約金)

第26条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により本契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、賃借料の10分の1に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 前2項の規定は、甲が第23条の規定により本契約を解除した場合について準用する。

(賃貸借物件の返還、撤去)

第27条 甲は、賃貸借期間が満了したときは、その旨と賃貸借物件の撤去の期限を乙に通知するものとし、乙は、当該期限までに、その負担において当該賃貸借物件を撤去しなければならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間終了前に、賃貸借物件の撤去が必要と認められる事由が生じた場合に準用する。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 29 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇〇日

甲 賃借人 山口県  
山口県知事 ○ ○ ○ ○

乙 賃貸人 山口県〇〇市〇〇町〇番〇号  
〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○



別表

- 構造 1 軽量鉄骨造平屋建  
2 委細は別冊設計図書による。

所在地及び建設戸数

所在地		種別	戸数
〇〇市〇〇地区	〇〇市〇〇センター	住宅	〇〇戸
〇〇市〇〇地区	〇〇市立〇小学校	住宅	〇〇戸
合計			〇〇戸

## 第3章 災害時における対応

### 5 建設型応急住宅の維持管理・補修

#### 【作業概要】

#### I 維持管理・補修 **Q**

- ・ 県（厚政課）が市町に委託し、市町長が公営住宅に準じて維持管理する。
- ・ 建設業者が県へ引き渡した建設型応急住宅について、その機能を損なう事態が生じた又は生じる恐れがある場合の維持管理及び補修は、「維持管理及び補修に関する覚書」に従って行うこととする。

作業項目	相手	作業内容	様式等
維持管理	対象市町	【担当：厚政課総務管理班】 ・ 地元市町と維持管理業務委託協定締結	
補修	建設業者	【担当：住宅課管理班、県営住宅整備班】 ・ 維持管理及び補修に関する覚書	覚書(例) (P75)

## 第3章 災害時における対応

### 6 応急仮設住宅の解体等

#### 【作業概要】

#### I 建設型応急住宅の解体・復旧工事 **R**

- ・ 建設型応急住宅の解体・復旧工事の際には、建設業者等と必要な手続きを行う。

作業項目	相手	作業内容	様式等
解体・復旧工事	建設業者 対象市町	【担当：住宅課管理班、県営住宅整備班】 ・ 解体・復旧工事に関する確認書	
	建設業者 庁内	【担当：住宅課管理班】 ・ 解体・撤去工事完了後、必要に応じ、契約保証金の返還等を行う。	契約書(例) (P65)
	管財課	【担当：住宅課管理班、県営住宅整備班】 ・ 借用財産台帳の備付け及び異動報告	

#### 【参考：応急仮設住宅の再利用】

- 応急仮設住宅を恒久的な住まいとして活用する場合、建築基準法に適用させる必要があるため、恒久的に活用可能な建設候補地の選定と合わせて検討しておく必要がある。

自治体名	活用開始時期	内容
広島県	供与終了後	三原市あやめヶ丘応急仮設団地談話室（木造平屋建て 延べ面積 39.74㎡）を坂町小屋浦地区の地域拠点施設として再利用



## 応急仮設住宅等の維持管理及び補修に関する覚書（例）

山口県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇月〇〇日付けで締結した応急仮設住宅賃貸借契約に付随して、「〇〇市〇〇地区」の応急仮設住宅及び談話室の建物、附帯設備及び外構（以下「応急仮設住宅等」という。）の維持管理及び補修に関する取決めについて、次のとおり覚書を交換した。

### （適用範囲）

第1条 この覚書は、甲と乙とで協議し、定めた基準を満たすものとして乙から甲へ引き渡した応急仮設住宅等について、その機能を損なう事象が生じた又は生じるおそれがある場合の維持管理及び補修についての責任の所在を明確にし、その方法及び費用の負担について定める。

### （周知）

第2条 甲は、応急仮設住宅等の管理委託を受けた〇〇市に対し、この覚書の内容を周知するものとする。

### （市の管理責任）

第3条 甲及び応急仮設住宅等の管理委託を受けた〇〇市は、応急仮設住宅等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

### （維持管理及び補修の責任区分）

第4条 甲又は乙がその責任と費用において行う維持管理及び補修（取換えを含む。）の範囲は別表「維持管理及び補修内容一覧表」のとおりとする。なお、乙が行う修繕以外の軽微な修理については、乙は責任を負わないものとする。

### （補則）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

### （維持管理及び補修期間）

第6条 この覚書の定めるところにより行う維持管理及び補修の期間は賃貸借期間とする。期間延長の場合は別途協議することとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇月〇〇日

甲

山口県

山口県知事 ○ ○ ○ ○

乙

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

別表

「維持管理及び補修内容一覧表」

		甲の負担(乙の瑕疵によるものを除く)	乙の負担(瑕疵に基づく)
本体関係	躯体	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーペット、シート床材の修理、取換え</li> <li>室内の金物類(パネ、ホウ、カーテン等)の修理、交換 (経年変化、通常の使用による損耗等。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎、土台、屋根、樋、柱、梁</li> <li>天井、床、壁</li> <li>雨漏り、漏水</li> </ul>
	建具関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>建具の金物類の修理、交換</li> <li>網戸の修理、交換</li> <li>錠前、把手の修理、交換</li> </ul> (経年変化、通常の使用による損耗等。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建具</li> <li>サッシ(引き違い戸・窓・網戸)</li> </ul>
敷地外構		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の整理、整頓、清掃、保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ置き場、掲示板、フェンス</li> <li>舗装、雨水排水設備</li> </ul>
附帯設備	電気消防関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明器具、換気扇等の修理交換</li> <li>付属品(コンセント、スイッチ、ヒューズ、ソケット、アンテナ等)の修理交換</li> </ul> (経年変化、通常の使用による損耗等。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配線、開閉器、配電盤、TV受信設備</li> <li>エアコン</li> <li>外灯</li> </ul>
	給排水設備・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水管、汚れ弁の清掃</li> <li>受水槽、浄化槽の保守管理</li> <li>防虫駆除</li> <li>凍結による給水管の破損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水設備(配管・水栓・受水槽)</li> <li>排水設備(配管・会所枡・浄化槽)</li> <li>ガス設備</li> <li>ユニットバス</li> <li>流し台、ガス台、給湯器、機器類</li> </ul>

以下に掲げる内容については、原則として甲の責任と負担において補修を行うものとする。

- ・使用者及び第三者の故意又は過失によるもの。
- ・甲の支給材料及び機器類又は使用者による工事若しくはこれに起因するもの。
- ・構造、仕様及び設備に影響を及ぼす、乙が直接請け負っていない増改築、補修等に起因するもの。

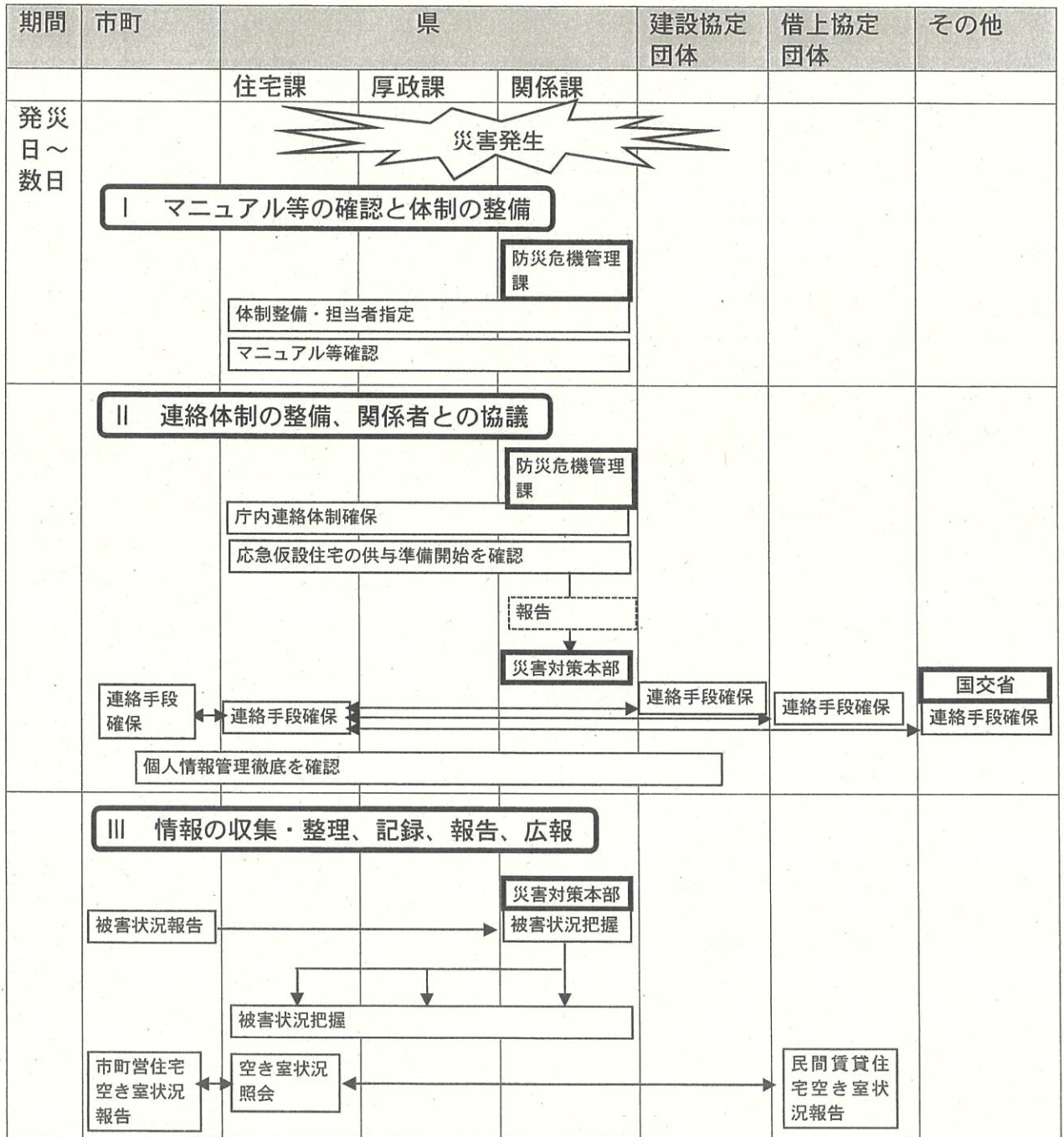
※甲の責任において行うものであっても、甲の依頼により乙が行い、その費用負担を甲が行う場合がある。



### 第3章 災害時における対応

#### 7 大規模災害時の初動

山口県単独での対応が困難な大規模災害の場合は、以下のような対応が必要となる。





## 【作業概要】

## I マニュアル等の確認と体制の整備

- ・県の庁舎・機能等が被害を免れた場合は、ただちに関連するマニュアル等を確認し、職員の被災状況等を考慮しながら、庁内の体制を確立する。
- ・県の庁舎・機能等が被害を受けた場合は、職員等の安全確保を図りつつ、機能の応急復旧を行い可能な時期から作業に着手する。
- ・各担当者を指定する。(通常業務量を勘案の上、兼職等の判断を行う。)

役割	指定予定者
全体を把握する総括担当(※必ず担当を決める)	住宅企画班長
応急仮設住宅の戸数等を計画し、用地、仕様等について厚政課と連携しつつ総合調整	住宅企画班
情報の収集、記録、広報対応等(対災害対策本部、対幹部、対マスコミ、対市民、対国等)等	
公営住宅等の供給・調整	県営住宅管理班 (UR賃貸住宅は住宅企画班)
民間賃貸住宅供給に係る調整・協定団体との連絡調整	民間住宅支援班
プレ協との調整	県営住宅整備班
建設の技術的検討、実際の建設業務(配置、設計確認、現場検査等について地域方面別に班構成する等)	
発注事務(厚政課と連携)	管理班
用地の調査・確認	県営住宅計画班

## 【参考：国土交通省】

- ・応急仮設住宅の需要が想定される災害発生時には、本省(住宅局住宅生産課)及び被災地を担当する整備局において、予め提供された県マニュアルをただちに確認する。
- ・プレ協等の住宅生産団体に体制準備を要請する。
- ・現地派遣する職員を任命し派遣する。なお、派遣職員は、通信手段を携行し、車両等移動手段、宿泊、食料等について原則被災地自治体に負担を求めない。
- ・高速道路の通行方法等について災害対策本部の情報を関係者間で共有する。
- ・他都道府県から被災都道府県への応援職員の派遣に向けた調整を開始する。  
※応急危険度判定協議会を例に応援連絡体制を予め整備する。
- ・省内災害対策本部等への報告体制を整備する。  
※主務は住宅局住宅生産課

## II 連絡体制の整備、関係者との協議

- ・庁内の災害対策本部等において被災者向け住宅の供給準備の開始について報告を行う。
- ・庁内で被災者向け住宅全般の主務となる健康福祉部厚政課と土木建築部住宅課との連絡体制を確保する。
- ・民間賃貸住宅借上げに関する協定を結んでいる宅建協会及び全日本不動産協会との連絡手段(電話、メール等)を確保する。
- ・建設に関する協定を結んでいるプレ協との連絡手段(電話、メール等)を確保する。(なお、プレ協は、300戸以上を供給することが見込まれる災害の場合、ただちに現地本部を設置すること



としている。)

- ・市町の担当部局との連絡手段（電話、メール等）を確保する。なお、必要に応じ、県の職員を市町に派遣する。
- ・国交省（本省・地方整備局等）との連絡手段（電話、メール等）を確保する。
- ・個人情報の管理について関係者に徹底する。➡ **第3章9**

**【参考：国土交通省】**

- ・本省、地方整備局、被災都道府県、住宅生産団体間の連絡体制を確保する。
- ・内閣府（防災担当）被災者行政担当等との連絡体制を確保する。
- ・内閣府（防災担当）被災者行政担当、財務省と連携し、早い段階から応急仮設住宅の仕様及び単価の調整を行う。
- ・応援職員、派遣職員に関連情報の説明と必要な資料提供を行う。

**III 情報の収集・整理、記録、報告、広報**

- ・庁内の災害対策本部、警察・消防機関の報告、報道等による災害情報を収集する。（震度分布、津波浸水範囲、水害浸水等範囲等）
- ・連絡体制を通じた関連情報を収集する。
- ・公営住宅等や民間賃貸住宅の空き室状況や、応急仮設住宅の建設準備の立ち上げ状況、進行状況等について、被災自治体内の災害対策本部からの報告聴取、報道機関からの取材、国土交通省等からの照会などが継続的に行い得るよう体制を整備し、効率的な情報提供ができるよう整理、記録を行う。

➡ **第3章2の作業を行う**

**【住宅の被害状況の把握】**

- 県及び市町は、出先機関（県土木（建築）事務所等、市町出張所等からの情報、設置している観測装置からの観測情報、警察、消防、自衛隊からの情報、自主防災組織や地区住民からの通報、テレビ等のマスコミ報道など、あらゆる方面から、できるかぎり被害情報を収集する。また、地震災害の際には、災害発生後に実施される応急危険度判定の結果についても把握する。
- 県及び市町は、甚大な被害が想定される地区等には、職員を派遣し、情報を収集する。
- 県及び市町は、これらの情報を集約し、住宅の被害概況を分析する。県と市町は、これらの情報の共有化を図る。
- 災害発生直後の通信の混乱・途絶や道路閉塞などにより情報の収集・伝達が困難な場合には、速報値、局地的な情報等を活用し、可能な限り住宅の被害状況に関する情報を収集するよう努める。

**【参考：国土交通省】**

- ・被災都道府県に極力負荷をかけないよう、被災都道府県に派遣した職員を通じ情報収集、情報提供を行う。

Ⅳ 業務スペース、車両の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・（県住宅課・建築指導課）

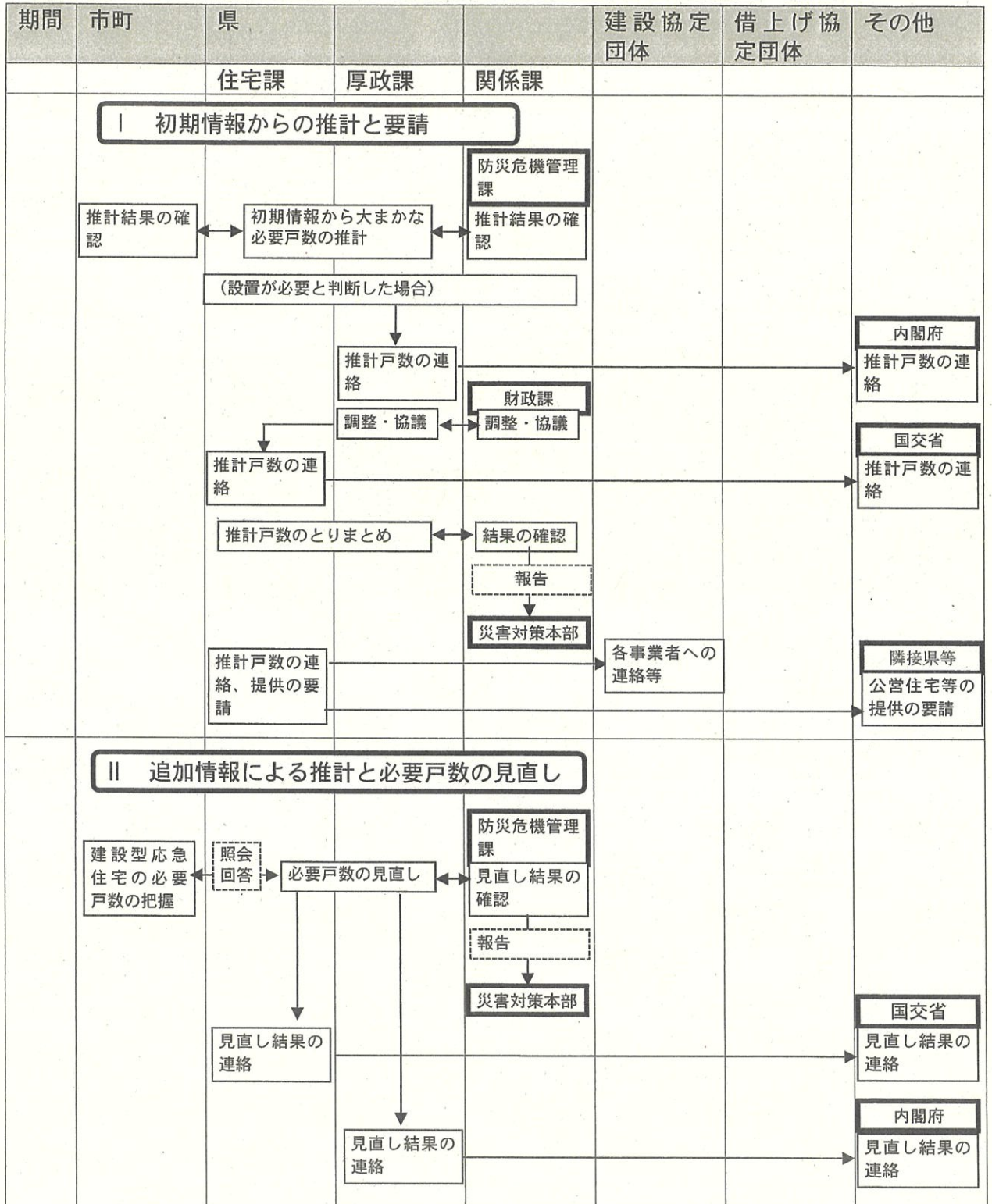
- ・公営住宅等や民間賃貸住宅の供給準備、及び応急仮設住宅の建設については、計画、建設、用地、発注等の担当ごとに応援職員を含めた業務スペースと事務機器、通信機器等の確保が必要となるため、庁内等に執務室を確保する。
- ・災害種別が地震の場合は、発災直後から土木建築部建築指導課が担うこととなる応急危険度判定業務についても業務スペースを確保する。
- ・災害時には、他部局の災害対応業務でも公用車の需要が高まり、現地確認等のための車両が不足する。このため、協定事業者の車両、応援職員の車両等について必要な範囲で共同利用する等の現実的な対応が求められる。（その場合の事故等に備えた保険等について事前に確認を行っておく。）

**【参考：国土交通省】**

- ・業務スペースに被災範囲の地図等を掲示し、被災地の地名、地理、アクセス経路の確保状況等を確認する。
- ・派遣者の移動手段としてレンタカーを確保する。被災地の天候、給油の制約等を考慮し、必要に応じたッドレスの装備、燃費性能等に留意する。車両による移動は可能な限り複数者で行う。



**第3章 災害時における対応**  
**8 大規模災害時の被災者向けに必要戸数の推計**



## 【作業概要】

## I 初期情報からの推計と要請

- ・大規模災害の場合は、初期情報（避難者数、借上げ可能な民間借家戸数、震度分布、津波高さ、浸水範囲、水害の浸水範囲等）から大まかな必要戸数（注1～3）の推計を行う。

（住宅課が作業を行い、その内容を厚政課が確認する。）

→ 第2章1（2）の作業を行う

必要戸数1	=推計戸数
必要戸数2	=必要戸数1 - 公営住宅活用戶数
建設戸数（注4）	=必要戸数2 - 賃貸型住宅活用戶数

- ・国土交通省、内閣府に対し必要戸数（地元での供給見込み戸数（公営・借上げ・建設）と、不足分に対する広域での供給要請）の連絡を行う。 ⇒別紙様式  
（国土交通省は報告を受け、妥当性を確認した上で住宅生産団体に対し準備の要請を行う。）

- ・推計した必要戸数を災害対策本部や各事業者に連絡する。

注1）大規模災害の場合の「必要戸数」は、あくまで「見込み戸数」であり、最終的に供給する応急仮設住宅が入居需要に対して不足することがないように多めに見込んでおくものであり、事業者への「発注戸数」ではないことを事業者にも伝えておく。

注2）「必要戸数」と「発注戸数」に一定の差異が生じることは避けられないため、必要戸数を、今後の発注等が確実となる段階に応じて数次に分けて示すなどの対応を行う。

注3）必要戸数の公表の際には、初期情報に基づく推計値であることを明記し、協定団体や資材供給者等に混乱を招くことのないように留意する。

例えば、「最大〇〇戸程度必要となる可能性がある」、「必要戸数の推計値は最低〇〇戸～最大〇〇戸」、「必要戸数は、現時点の〇〇に基づく略算を行った結果では〇〇戸程度である」など、公表の仕方を検討する。

その際、「この推計戸数は今後の具体的な状況把握の進度に応じて増減するものである」こと等明示する。

注4）県内供与建設戸数。なお、県内での供給が不足する場合は、県内供与建設戸数+広域供給要請戸数

- ・県内での供給戸数の積み上げに向けて、関係団体等への要請を行う。

関係団体等名	要請内容
宅建業団体	既に報告済み以外の、新たな借上げ住宅の調査、報告
市町	既にリスト化している候補地以外の、新たな候補地の調査、報告
UR・県内企業	空き住戸の提供

- ・県外での供給戸数の確保に向けて、広域災害協定に基づく要請を行う。

## II 追加情報による推計と必要戸数の見直し

- ・初期情報の更新情報に基づき、必要戸数の推計を適宜見直す。

→ 第2章1（2）の作業を行う

必要戸数1	=要望戸数（注5）
必要戸数2	=必要戸数1 - 公営住宅活用戶数
建設戸数	=必要戸数2 - 賃貸型住宅活用戶数

注5）第3章1のⅢ等により市町としての要望戸数が確定してきた場合、その内容を確認した上で、推計戸数から要望戸数へ、必要戸数を置き換えていく。



- ・戸数の見直しを行った場合は、国土交通省、内閣府に報告する。
  - ➡ 第3章3の作業を行う
- ・発災から概ね6ヶ月以内までの完成見通し（工程表）を作成する。
  - ➡ 第3章4の作業を行う
- ・避難者のニーズに対しても的確に把握し対応する。

**【参考：国土交通省】**

- 被災都道府県の完成見通し（工程表）作成に協力する。

## 第3章 災害時における対応

### 9 個人情報の管理

- 関係者は、入居者リストなど個人情報を保有する場合は、個人情報の漏えい、紛失や滅失等がないよう、十分な情報管理を行う。なお、これらに留意した上で、自治体部局間等の関係者間で必要な情報の共有は行う。  
※東日本大震災では、建設業者が追加工事の実施確認を求めたための入居者リストの入った USB メモリを紛失する事故が発生した。

## 山口県災害時の被災者向け住宅確保マニュアル

平成 26 年 (2014 年) 5 月策定

平成 26 年 8 月一部改正

平成 29 年 5 月一部改正

平成 31 年 3 月一部改正

令和 2 年 3 月一部改正

令和 3 年 3 月一部改正

令和 4 年 4 月一部改正

令和 5 年 4 月一部改正

令和 6 年 4 月一部改正

山口県 (土木建築部住宅課・健康福祉部厚政課)

〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号

住宅課 TEL:083-933-3874

厚政課 TEL:083-933-2710